

平成 29 年 度

八代市議会建設環境委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- | | |
|--------------------|-----|
| 1. 3月定例会付託案件 | 2 |
| 1. 所管事務調査 | 6 3 |

平成 30 年 3 月 13 日 (火曜日)

建設環境委員会会議録

平成30年3月13日 火曜日

午前10時00分開議

午後 4時35分開議（実時間301分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第1号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第8号（関係分）
1. 議案第5号・平成30年度八代市一般会計予算（関係分）
1. 議案第10号・平成30年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計予算
1. 議案第11号・平成30年度八代市浄化槽市町村整備推進事業特別会計予算
1. 議案第18号・平成30年度八代市下水道事業会計予算
1. 議案第54号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第9号（関係分）
1. 議案第19号・専決処分の報告及びその承認について（平成29年度八代市一般会計補正予算・第7号（歳出分））
1. 議案第24号・契約の変更について（八代市環境センター建設工事）
1. 議案第25号・八代生活環境事務組合理約の一部変更について
1. 議案第34号・八代市環境センター条例の制定について
1. 議案第35号・八代市建築基準条例の一部改正について
1. 議案第36号・八代市特定用途制限地域における建築物等の用途の制限に関する条例の一部改正について
1. 議案第37号・八代市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
1. 陳情第1号・生活道路の整備方について
1. 所管事務調査
 - ・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査

- ・生活環境に関する諸問題の調査（都市計画道路中央線の進捗状況について）（八代市建築物耐震改修促進計画の改定について）（八代市環境センターの供用開始について）

○本日の会議に出席した者

委員長 中村和美君
副委員長 百田隆君
委員 太田広則君
委員 谷川登君
委員 田方芳信君
委員 堀徹男君
委員 山本幸廣君
※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

建設部長 湯野孝君
建設部総括審議員兼次長 倉光宏一君
建設部次長 松本浩二君
建築指導課長 宮端晋也君
下水道総務課長 西田修一君
下水道総務課副主幹兼水洗化促進係長 吉永哲也君
土木課長 西竜一君
都市整備課長 一美晋策君
建設政策課長 涌田直美君
首席審議員兼建築住宅課長 小橋孝男君
建築住宅課課長補佐兼住宅係長 森田健治君
下水道建設課長 福田新士君
市民環境部長 國岡雄幸君
市民環境部次長 潮崎勝君
環境課長 武宮学君

環境課課長補佐 藤 澤 智 博 君
兼くらし環境係長
理事兼廃棄物対策課長 山 口 修 君
廃棄物対策課副主幹 稲 本 健 一 君
兼施設管理係長
廃棄物対策課副主幹 宮 川 芳 行 君
兼収集計画係長
環境センター建設課長 山 口 敏 朗 君

○記録担当書記 鶴 田 直 美 君

(午前10時00分 開会)

○委員長(中村和美君) 皆さん、おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり)

それでは、定刻となり、定足数に達しましたので、ただいまから建設環境委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

◎議案第1号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第8号(関係分)

○委員長(中村和美君) それでは最初に、予算議案の審査に入ります。

議案第1号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第8号中、当委員会関係分についてを議題とし、説明を求めます。

まず、歳出の第7款・土木費について説明願います。

○建設部長(湯野 孝君) おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 建設部長の湯野でございます。

本委員会に付託されました議案等のうち、建設部所管分につきましては、倉光総括審議員兼次長及び松本次長、関係課長から説明させます。

なお、議案第5号・平成30年度八代市一般会計予算におきましては、私のほうから総括説明もさせていただきますので、よろしくお願

いたします。

○建設部総括審議員兼次長(倉光宏一君) おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 建設部の倉光でございます。

議案第1号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第8号の建設部所管分につきまして、私のほうから説明させていただきます。よろしくお願いたします。着座にて説明させていただいてよろしゅうございましょうか。

○委員長(中村和美君) はい、どうぞ。

○建設部総括審議員兼次長(倉光宏一君) ありがとうございます。

それでは、お手元の議案第1号・平成29年度八代市一般会計補正予算書・第8号をお願いいたします。

1ページめくっていただきまして、3ページをお開きください。

第1表・歳入歳出予算補正のうち、歳出について説明をさせていただきます。

款7・土木費を3583万2000円減額補正し、補正後の額は60億3827万9000円としております。その内訳は、項1・土木管理費を1416万8000円増額、項5・都市計画費を5000万円減額するものでございます。

次に、目ごとの詳細を説明いたします。

18ページをお開きください。18ページの中段の表をごらんください。

款7・土木費、項1・土木管理費、目2・建築総務費に補正額1416万8000円を加えて、2億5308万1000円としております。補正額の内訳は、節19・負担金補助及び交付金の1416万8000円の増額でございます。内容は、表の右、説明欄に記載しております要緊急安全確認大規模建築物耐震化支援事業でございます。

ここで事業の背景を御説明いたします。事業の背景としましては、平成25年11月25日

に施行されました建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正により、不特定多数の方が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難に配慮を必要とする方が利用する大規模な建築物について、耐震診断の実施とその結果報告を行うことが義務化されたところでございます。この事業は、耐震診断の結果、耐震工事が必要な施設について、耐震化を促進するために工事費等の一部を支援するものでございます。

八代市におきましては、対象施設が3施設ございまして、うち1施設については昨年度耐震化が完了しております。残り2つの施設のうち、1つの施設が今年度に耐震改修の意向を示されたことから、支援することとし、当初予算に設計費及び工事費に対する支援分として1150万円を計上しております。

しかしながら、熊本地震後の復旧工事等の影響による人手不足や建設資材の高騰による工事費の増額に加え、耐震設計を進める中で工事費が増加したことから、不足する経費1416万8000円を今回増額補正するものでございます。

財源につきましては、国庫支出金と県支出金を合わせた額が1062万6000円、一般財源が354万2000円としております。

次に、18ページの下の表をごらんください。

款7・土木費、項5・都市計画費、目1・都市計画総務費から補正額5000万円を減じて、17億6229万3000円としております。補正額の内訳は、節19・負担金補助及び交付金の5000万円の減額でございます。内容は、表の右、説明欄に記載しております被災宅地復旧支援事業（地震災害関連）が4700万円の減額、被災私道復旧支援事業（地震災害関連）が300万円の減額でございます。この2つの事業とも熊本地震復興基金交付金を活用して、被災者の一日も早い復旧・復興を支援するものでございます。

まず、被災宅地復旧支援事業（地震災害関連）につきましては、6月及び9月補正におきまして21件分の予算計上を行ったところでございますが、うち9件分につきまして年度内の完了が見込めないことから、平成30年度当初予算へ組み替えを行うこととし、減額するものでございます。

次に、被災私道復旧支援事業（地震災害関連）につきましては、12月補正にて1件分の予算計上を行ったところでしたが、こちらも年度内の完了が見込めないことから、平成30年度当初予算へ組み替えを行うこととし、減額するものでございます。財源につきましては、先ほど申しましたとおり、両事業とも平成28年熊本地震復興基金交付金の県支出金でございます。合わせて5000万円の減額としております。

以上、本委員会に付託されました議案第1号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第8号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

○委員（百田 隆君） 今のとこのですね、18ページの支援事業で3カ所あると言われましたけど、どこどこですかね。それを教えてください。

○建築指導課長（宮端晋也君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）建築指導課、宮端でございます。よろしく申し上げます。

補助対象となる3カ所でございますが、ホテルが2件ございます。セレクトロイヤル八代と八代グランドホテル。もう1件は老人ホームで、かがやき園でございます。

以上でございます。（委員百田隆君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（中村和美君） いいですか。

○委員（百田 隆君） はい。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（山本幸廣君） 今説明があったんですけども、その建築総務費の3施設についてですね、行政としての早期の事業着手等々については、もう要請はしておられるという状況の中で御理解してよろしいですか。向こうのほうの相手方の考え方等については、行政は把握しとるということによろしいですか。ちょっと聞かせてください。

○建築指導課長（宮端晋也君） 先ほど申し上げました施設の中のホテル1件はセレクトロイヤル八代ですけども、これは耐震改修工事が済んでおります。かがやき園さんのほうが今回増額補正の対象としておりまして、来年度中に工事を完了させられるという予定でございます。残りの1件のホテルにつきましては、まだ改修工事をするまでの意向がちょっと見られませんが、これまでも改修工事のお勧めをしてきたところですけども、今後も早期に改修できるよう御指導していきたいと思っております。以上でございます。

○委員（山本幸廣君） 強くですね、相手方に要望して、それは市民じゃありませんけど、やっぱり生命と財産を守る、そこの核となるところでありますからですね、そこについては再三行政としては指導に行くという形をとってください。（建築指導課長宮端晋也君「はい」と呼ぶ）

○委員長（中村和美君） いいですか。
ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより

採決いたします。

議案第1号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第8号中、当委員会関係分について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

執行部入れかわりのため、小会します。

（午前10時12分 小会）

（午前10時13分 本会）

◎議案第5号・平成30年度八代市一般会計予算（関係分）

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、議案第5号・平成30年度八代市一般会計予算中、当委員会関係分についてを議題とし、説明を求めます。

まず、歳出の第4款・衛生費中、市民環境部所管分について説明を願います。

○市民環境部長（國岡雄幸君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市民環境部長の國岡でございます。

本委員会に付託されました議案のうち、議案第5号・平成30年度八代市一般会計予算につきまして、当委員会所管の衛生費中、市民環境部所管分の本年度予算の内容を総括的に説明させていただきます。よろしく申し上げます。済みません、着座にて説明いたします。

○委員長（中村和美君） はい。

○市民環境部長（國岡雄幸君） まず、予算の説明に入ります前に、来年度からの環境部門の組織再編について簡単に御説明いたします。

廃棄物に対する指導を強化し、極力廃棄せず資源化を目指す循環型社会の形成を推進するために、現在、廃棄物対策課が担っております事務を2課に分けまして、循環社会推進課と環境

センター管理課を設置し、現在の環境3課から環境4課体制といたします。

それでは、平成30年度の市民環境部の衛生費関係予算について御説明いたします。

予算書の16ページのほうをお開きいただきたいと思います。

款4・衛生費でございます。衛生費欄には、健康福祉部所管分と市民環境部所管分を含めた予算額が記載されております。

予算書でございます。はい。

款4・衛生費の30年度予算額は38億6364万6000円で、平成29年度予算額141億1719万円と比較いたしまして、102億5354万4000円、約42.6%の減となっております。

その主な要因でございますが、環境センター建設事業関連の事業進捗が図られたことによる工事費の減が主なものでございます。環境センター建設事業に関しましては、プラントや機器類の設置も終了し、現在、大詰めの段階に入ったところでございます。平成30年7月のごみ受け入れ開始、10月の供用開始を目指し、今後も着実に事業を進めてまいります。

また、新たに最終処分場整備事業といたしまして、本市で発生したりサイクルできないガラス、陶磁器類などの埋め立て処分を可能にするため、最終処分場基本構想業務委託に着手いたします。

本来、廃棄物の処理は、その地域内処理が原則ですが、本市は長い間、民間処分場への委託に依存してきておりました。しかしながら、その民間処分場においても、熊本地震などで発生いたしました廃棄物を受け入れておまして、その処分場の許容量に達する時期が近まってきているとの認識も持たれております。本市といたしましては、他の民間処分場の模索も含め、今後の最終処分場業務委託が継続できるか危惧するところとなっております。廃棄物の適正な

処理を行うためには、処分先の確保は大変重要でございます。仮に、市による最終処分場の整備が必要と結果になった場合、その施設整備に相当な期間を要しますことから、平成30年度よりその検討を開始するものでございます。

次に、地球温暖化対策事業といたしまして、太陽光発電など再生可能エネルギーの普及については、平成21年度より、住宅用太陽光発電設備の設置者に対し、市独自の補助金交付制度を実施しております。本市の普及率は、平成29年12月末現在で13.4%となり、総合計画や環境基本計画で定めた目標を達成している状況でございますが、引き続き、市民、事業者に対する啓発を進め、各家庭における再生可能エネルギーの普及及び利用促進を図るなど、地球温暖化対策を推進してまいります。また、誰もが簡単に楽しみながら夏の省エネ、節電を実践できる緑のカーテンの普及を図る緑のカーテンコンテストを実施し、啓発を図ってまいります。

次に、市民環境部としての課題への対応についてでございますが、主に4点について説明させていただきます。

まず1点目、所管します斎場、衛生処理センター、清掃センターなど市民環境部が所管します施設につきましては、老朽化したものが多く、各施設の安全性や処理機能を維持するための対応を重点的に進めながら、安定的な市民へのサービス提供が維持できるよう努めてまいります。

斎場につきましては、昭和55年に供用開始し、37年を経過していることから、平成27年度に策定いたしました斎場延命化計画に基づき、必要に応じた建築物等の補修を行い、火葬炉耐火材等の補修や関連機器等を交換し、今後13年程度は施設の延命化を図ってまいります。一方、将来的に安定して安全に斎場機能を維持するためには施設全体の更新が必要でありますことから、延命化対策と同時並行で新斎場整備

の検討も必要と考えております。

次に、衛生処理センターにつきましては、昭和35年に供用開始し、既に57年を経過していることから、特に老朽化が著しく、約9年後をめどに新施設の整備が必要と考えております。平成30年度は衛生処理センターの機器耐震化工事を行うとともに、引き続き、施設の適正な維持管理及び保守点検を行うなど、延命化を図ってまいります。

次に、先ほど申し上げました清掃センターで行っていたごみ処理関連事業は、いよいよ平成30年7月から環境センターに移行いたします。その関連で、ごみ収集業務ではルート変更や稼働内容の見直しを行い、円滑な収集業務に努めてまいります。また、事業所移転後の清掃センターの施設管理といたしましては、場内に残った廃棄物の処理や施設の閉鎖作業及び安全管理のための工事等を行ってまいります。いずれも年度途中での事業所の移転となりますので、施設利用者の皆様や周辺地域の住民の皆様への丁寧な対応に努めてまいります。

2点目、ごみ減量、再資源化への取り組みについてでございますが、環境センターが稼働することにより、ごみの分別や排出方法が統一化されることを踏まえまして、市報や新聞折り込みによる啓発チラシの発行や、スマートフォンから情報収集できるごみ分別促進アプリサービスの充実に努め、より多くの方に伝わる情報発信を行います。また、引き続き、生ごみ堆肥化容器等設置補助金の利用促進や環境学習、出前講座などを行いながら、市民の皆様へ、事業所の方々への一層の御理解を図り、燃えるごみの減量化と再資源化に努めてまいります。

3点目、九州新幹線鉄道騒音・振動問題への対応につきましては、引き続き、沿線地域において騒音・振動測定を市職員による測定及び業務委託で行い、鉄道騒音等の状況を沿線住民の皆様にお知らせする一方、一部地域において基

準値をオーバーすることもあることから、鉄道事業者等に対しまして必要な措置を講じていただくよう要望してまいります。

4点目、今回事業費としての予算は計上しておりませんが、球磨川河口干潟のラムサール条約登録に関しまして、現在、2021年の登録を見据えて関係市政協力員の方々への説明を行っているところでございます。登録には地元の方々の理解が不可欠でありますことから、拙速にならないよう、引き続き、関係者に対して丁寧に説明しながら進めてまいります。

以上が、市民環境部が所管いたしております平成30年度当初予算に関する総括とさせていただきます。今後も市議会を初め市民の皆様のお意見をお聞きしながら、改善すべきところは改善し、環境に優しいまちづくりを目指し、事業の着実な遂行に努めてまいりたいと考えております。

それでは、各事業の内容につきましては、担当の潮崎次長から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○市民環境部次長（潮崎 勝君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市民環境部の潮崎でございます。よろしく申し上げます。座らせていただいて説明させていただきます。

○委員長（中村和美君） はい。どうぞ。

○市民環境部次長（潮崎 勝君） 当初予算の総括につきましては、ただいま國岡部長が説明いたしましたので、私からは予算書のごとに順次説明させていただきます。

それでは、早速、予算書の73ページのほうをお開きください。

下段になりますけれども、款4・衛生費、項1・保健衛生費、目3・斎場管理費でございます。予算額は1億187万1000円で、前年度より3694万7000円の増額となっております。

まず、斎場管理費の事業概要につきまして、右欄の説明欄をごらんください。斎場管理運営事業及び斎場施設整備事業ですが、松崎町にあります市斎場では、厳かな環境を保持する必要があることから、礼節と安全面、衛生面に配慮した管理運営に必要な費用を計上しております。また、施設の老朽化対策として定期的な改修を実施し、炉などの緊急停止などが起こらないよう施設整備を行っております。

生活環境事務組合負担金事業、火葬場は、東陽町にあります組合斎場の維持管理に充てる本市負担金と、八代市及び氷川町の住民が市斎場と組合斎場を同額でともに利用できるよう協定を結んでおります斎場相互利用負担金を計上するものでございます。

次に、節ごとに内容を説明いたしますが、金額の大きいものについて述べさせていただきます。

節11・需用費5820万6000円は、市斎場延命化計画に基づき実施します火葬炉の大規模改修5095万3000円を主な内容といたします修繕料5222万2000円、灯油などの燃料費383万5000円、電気料などの光熱水費202万2000円が主なものでございます。節13・委託料2109万1000円は、市斎場の火葬業務委託1789万5000円、清掃業務委託費141万円、火葬設備等の保守点検業務委託費48万6000円が主なものでございます。

74ページをお開きください。

節19・負担金補助及び交付金2205万7000円は、組合斎場への維持管理負担金2044万4000円、斎場相互利用協定に基づき組合斎場を利用した場合に生じます市の負担金161万3000円でございます。

次に、特定財源を御説明いたします。申しわけございませんが、前ページを再度お願いいたします。

その他特定財源5890万3000円は、市有施設整備基金からの繰入金5000万円、市斎場使用料865万5000円、氷川町からの斎場相互利用負担金19万8000円、その他雑入5万円でございます。

最後に、予算額が3694万7000円増えた理由でございますが、先ほど説明いたしましたが、火葬炉の延命化対策として大規模な改修を行うことから、斎場施設整備事業が前年度より4105万7000円増えております。また、生活環境事務組合負担金につきましては、前年度より612万4000円減額してございます。この2点が主な理由でございます。

改めまして、74ページお願いいたします。

目4・狂犬病対策費でございます。予算額は423万4000円で、前年度より82万5000円の増額であります。

狂犬病予防対策事業は、狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射事務に要する費用でございます。節4・共済費18万7000円、節7・114万1000円は、臨時職員1名の雇用経費でございます。節12・役務費108万5000円は、犬の登録及び狂犬病予防注射通知に要する郵便料108万3000円の通信運搬費が主なものでございます。節13・委託料101万円は、犬の飼い主が行うこととなっております犬の登録及び狂犬病予防注射に要する諸手続を極力簡素化できますよう、獣医師会に事務委託をする経費でございます。

その他特定財源401万7000円は、犬の登録及び狂犬病予防注射済票交付手数料収入でございます。

続きまして、項2・生活環境費、目1・生活環境総務費でございます。予算額は2億8860万8000円で、前年度より4294万3000円の減額でございます。

生活環境総務費は、職員29名の人件費、建設部が執行いたします小型合併処理浄化槽設置

整備事業、特別会計繰出金事業（浄化槽）に要する経費でございます。節２・給料から節４・共済費までは、職員２９名分の人件費でございます。節１９・負担金補助及び交付金５９３１万３０００円は、小型合併浄化槽１５５基分の設置補助が主なものでございます。節２８・繰出金２４９１万９０００円は、八代市浄化槽市町村整備推進事業特別会計への繰出金でございます。

なお、特定財源３８２８万６０００円は、小型合併処理浄化槽設置整備事業に伴います国・県からの補助金でございます。

最後に、減額予算となった理由ですが、前年度、職員人件費を３３名で予算措置しておりましたが、本年度は４名減の２９名で計上したことが主な理由となります。

次に、目２・環境保全対策費でございます。予算額は１８２６万３０００円で、前年度より１１６万円の減額となっております。

環境保全対策費では、自然環境の状況に応じた対策を行う自然環境保全推進事業、環境保全行動の促進を目的とした環境学習推進事業、環境パートナーシップ会議と連携を図り、環境基本計画の推進を図る環境パートナーシップ推進事業、公害の未然防止と環境負荷の低減に向けた施策を推進する環境保全対策事業、日常生活や経済活動を支える恵まれた地下水を保全し、継続的な利用を図るためモニタリング調査などを行う地下水保全対策事業、地球温暖化問題への対応として、各家庭に再生エネルギーの普及や温室効果ガスの排出量削減を図る住宅用太陽光発電システムや蓄電池などの設置補助を行います地球温暖化対策推進事業を実施しております。

節１・報酬１１万８０００円は、環境審議会委員１０名分の報酬でございます。節４・共済費２０万９０００円、節７・賃金１２７万円は、太陽光発電システム等設置補助事業実施に伴い

ます臨時職員１名の雇用経費でございます。節８・報償費３５万５０００円は、環境パートナーシップ会議委員や緑のカーテンコンテスト審査員への謝礼が主なものでございます。節１３・委託料５４８万９０００円は、九州新幹線鉄道騒音・振動調査業務委託１５０万２０００円、大気汚染測定局維持管理業務委託１３３万５０００円、自動車騒音常時監視業務委託８８万６０００円、悪臭物質分析業務委託７０万５０００円が主なものでございます。節１９・負担金補助及び交付金９６４万６０００円は、住宅用太陽光発電システム等設置補助金として、太陽光発電システム設置が１００基分、蓄電池２０基分の補助金９４０万円が主なものでございます。なお、特定財源３２万２０００円は、騒音規制及び地下水採取に伴う届け出事務等に対します県からの支出金でございます。

続きまして、目３・廃棄物対策費でございます。予算額は９５３８万１０００円で、前年度より１０２億６２００万２０００円の減額でございます。これは環境センター建設事業の促進が図られたことから減額になったものでございます。

廃棄物対策費では、一般家庭や事業系ごみの減量化を図りますごみ減量化対策事業、敷川内環境保全用地の継続的な維持管理を行う敷川内環境保全対策事業、清掃センターにかわる新たなごみ施設となる環境センター建設事業、廃棄物の適正処理を確保し、生活環境の保全を図る廃棄物処理対策事業につきまして取り組んでまいります。

また、平成３０年度から新たに最終処分場整備事業を立ち上げました。先ほど國岡部長の総括にもありましたが、資源物として分別収集している廃棄物の中で、唯一リサイクルできないガラスくず、陶磁器類については、今後も埋め立て処分が必要となってまいります。そこで、今後の最終処分の方向性を検討するため、基本

構想業務委託を予定しております。

節ごとの主な内容ですが、節４・共済費５６万６０００円、節７・賃金３２０万４０００円は、廃棄物の不法投棄や野焼き防止のパトロールを行う不法投棄監視指導員２名の雇用に要する経費でございます。節１１・需用費２２６万２０００円は、ごみ減量化対策としての啓発チラシ作成、その他の印刷製本費９７万８０００円、消耗品費６２万円、公用車の燃料費４３万３０００円が主なものでございます。役務費６６万２０００円は、ごみ減量啓発チラシの新聞折り込み手数料４２万８０００円、不法投棄に係る大型ごみ処理手数料１０万円などの手数料６１万３０００円が主なものでございます。節１３・委託料１７５万７９００円は、環境センター建設事業に伴う環境影響評価事後調査業務委託９１万６０００円、最終処分場基本構想業務委託５２万４９００円、敷川内環境保全用地維持管理委託１９１万１０００円、このほか二見、昭和、坂本地区最終処分場周辺の水質調査委託などに要する経費でございます。節１５・工事請負費６６００万円は、環境センター建設事業で実施する緑地エリアの工事費でございます。節１８・備品購入費２７５万１０００円は、環境センターで使用するロビーチェア、キャビネット、スチール棚などの購入費１２６万５０００円、不法パトロール用軽自動車の購入費１４８万６０００円でございます。節１９・負担金補助及び交付金２００万円は、コンポスト式生ごみ堆肥化容器１００基分と電気式生ごみ処理機５０基分の購入助成金でございます。なお、コンポスト式生ごみ堆肥化容器の助成金を１基当たり３０００円としていたところですが、３０年度から５０００円に増額することとしております。

特定財源の国県支出金２２万９０００円は、熊本県産業廃棄物最終処分場周辺環境等整備補助金です。地方債６２７０万円は、環境センタ

ー建設事業に伴う合併特例債で、工事費の９５％を充当するものです。その他特定財源１８６万５０００円は、敷川内環境保全用地維持管理基金からの繰入金１８４万５０００円が主なものでございます。

７６ページをお願いいたします。

環境衛生費でございます。予算額は５０７万９０００円で、前年度より８７万９０００円の増額でございます。

環境衛生費では、感染症のおそれのある衛生害虫の駆除を行う衛生害虫駆除事業、環境美化への意識の高揚を図り、良好な生活環境の確保に努める環境美化推進事業、市営墓園３カ所の維持管理を行う墓地関係事業を行っております。

節４・共済費２０万５０００円、節７・賃金１２４万５０００円は、環境美化推進事業及び衛生害虫駆除事業の繁忙期に雇用します臨時職員１名分の雇用経費でございます。節１１・需用費１６６万５０００円は、衛生害虫駆除に使用します薬剤等の消耗品費７５万４０００円、ボランティア活動袋などの印刷製本費４２万２０００円、消毒機器類の点検整備に伴う修繕料３３万３０００円が主なものでございます。委託料１３７万円は、排水路などの害虫駆除委託５９万５千円、市営上片墓園、鏡墓地公苑、東陽墓地公苑、３カ所の清掃業務委託７０万９０００円が主なものでございます。

特定財源８５万３０００円は、市営墓園３カ所の使用料収入でございます。

次に、目５・塵芥処理費でございます。予算額は１３億１２１５万４０００円で、前年度より１９８６万８０００円の減額となっております。これは備考欄の各事業の増額、あるいは減額を相殺した額となっております。

塵芥処理費では、ごみの減量化と樹木、剪定くずの資源化を図る樹木、剪定屑リサイクル事業、清掃センターと環境センターの管理運営及び施設整備を行うごみ処理施設管理運営事業及

びごみ処理施設整備事業、各家庭から排出される可燃物、資源物の収集運搬、分別を行うごみ収集管理事業及び分別収集事業、クリーンセンターでのごみ処理に要する経費を負担します生活環境事務組合負担金事業（じん芥）、一般廃棄物収集運搬業務委託契約訴訟関係事業を行っております。

節２・給料から節４・共済費までは、職員１０名分の人件費でございます。節７・賃金９９５万１０００円は、施設管理業務の一部を担当する非常勤職員３名、プラスチック製品や小型家電製品の分別作業に従事する臨時職員９名、計１２名の賃金でございます。節１１・需用費１億４１５７万円は、清掃センターの施設管理消耗品１９３万７０００円、環境センターの施設管理消耗品３６９万円、高度排ガス処理薬剤等の消耗品１１４７万７０００円、分別収集容器購入費５６８万４０００円、その他を含みまして、消耗品費２４２０万９０００円です。ごみ収集車両の燃料費等８５１万１０００円、有料ごみ指定袋作製経費などの印刷製本費５３６４万８０００円、清掃センターの電気料などの光熱水費３４０８万３０００円、清掃センターや環境センターの施設修繕や公用車の整備点検などの修繕費で２１０８万９０００円などが主なものでございます。節１２・役務費１６３３万８０００円は、有料ごみ指定袋を販売いただいている小売店への販売手数料１３６３万３０００円、環境センターの計量器や消防設備の法定点検手数料９４万円などの手数料で１５８６万円が主なものでございます。節１３・委託料８億７９８４万３０００円は、清掃センター運転管理業務委託１億１０００万円、環境センター運転管理関連業務委託２億２５５７万１０００円、清掃センターから排出されます焼却灰最終処分業務委託５８８３万８０００円、家庭系可燃性一般廃棄物処理業務委託１３９３万２０００円、資源物減容機等運転及び資源ストック

ヤード管理等業務委託９３３万２０００円、可燃物及び資源物収集運搬業務委託３億９９９５万２０００円、有料ごみ指定袋の販売代金収納業務委託１５７５万３０００円、廃プラ・廃乾電池等の処理委託４０５万４０００円、樹木、剪定屑リサイクル事業の委託６４９万９０００円などが主なものでございます。節１４・使用料及び賃借料１４９万６０００円は、資源化倉庫の賃借料１１６万７０００円が主なものでございます。工事請負費４７０４万４０００円は、清掃センターの閉炉に向けた関連工事に要する経費でございます。備品購入費１３６９万６０００円は、ごみ収集車２台の更新費用１３００万が主なものでございます。節１９・負担金補助及び交付金１億２３５３万５０００円は、組合クリーンセンターの管理運営に必要な本市の負担金１億２３１１万２０００円が主なものでございます。なお、この負担金につきましては、本議会に提案しております議案第２５号・八代生活環境事務組合規約の一部変更についての議案が、八代市と氷川町の両議会で議決後に、事務組合が規約変更の申請を県に行うこととなっております。県の承認後に負担金の割合は変わりますが、変更後の負担割合で計算いたしますと、約４５００万円の減額となる見込みでございます。

特定財源の地方債９７０万円は、一般廃棄物処理事業債でございまして、ごみ収集車２台の更新費用１３００万円の７５％相当を充当するものでございます。その他特定財源３億８０５９万円は、搬入ごみ処理手数料収入１億５０５０万円、有料指定ごみ袋処理手数料収入２億８５０万円、再資源化物の販売代金納付金１８８９万６０００円が主なものでございます。

最後になりますが、目６・し尿処理費でございます。予算額は３億４９６６万６０００円で、前年度より５８５２万１０００円の増額となっております。

し尿処理費では、くみ取りし尿を処理する衛生処理センターで行うし尿処理施設管理運営事業及びし尿処理施設整備事業、浄化槽汚泥処理施設で行う浄化槽汚泥処理施設管理運営事業、浄化槽汚泥処理施設整備事業、事務組合衛生センターの維持管理に要する経費を負担します生活環境事務組合負担金事業（し尿）を行っております。

節２・給料から節４・共済費までは、職員３名分の人件費でございます。節１１・需用費４１８３万４０００円は、工業用薬品購入などの消耗品費６４１万７０００円、衛生処理センターの水道料や電気料、浄化槽汚泥処理施設の下水道使用料、水道料及び電気料など、両施設の光熱水費２８９５万８０００円、両施設の施設修繕や公用車の車検などの点検整備などの修繕料５５７万７０００円が主なものでございます。委託料１億４５３０万３０００円は、衛生処理センターの運転管理業務委託２５１３万１０００円、浄化槽汚泥処理施設の運転管理業務委託３０２３万６０００円、衛生処理センターでの発生汚泥を含めて処理する浄化槽汚泥処理施設脱水汚泥収集運搬処理業務委託３９６５万６０００円、浄化槽汚泥処理施設の施設機器及び配管などの耐震化に向けた機器耐震化設計業務委託１０９０万２０００円が主なものでございます。節１５・工事請負費５０００万円は、衛生処理センターの施設機器及び配管などの耐震化を行うための工事費でございます。節１９・負担金補助及び交付金９１２３万２０００円は、鏡町にあります組合衛生センターの管理運営に係る本市負担金９１０９万３０００円が主なものでございます。

特定財源の地方債４７５０万円は、合併特例債でございます。なお、衛生処理センターの機器耐震化工事の９５％を充当するものです。その他特定財源３０００円は、一般廃棄物処理業許可手数料収入でございます。

なお、前年度より予算額が５８５２万１０００円ふえた理由ですが、先ほど説明しました衛生処理センターの機器耐震化工事５０００万円及び浄化槽汚泥処理施設の機器耐震化設計業務委託１０９０万２０００円の予算措置が主な理由でございます。

以上をもちまして、款４・衛生費中、市民環境部関係分の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

○委員（谷川 登君） 済みません。一応７月１日から環境センターが稼働するわけですが、各地域の説明会というのか、広報とかチラシとかいろいろなケーブルテレビでの通達とか、やはり市民サービスがまず第一点と思いますので、サービスが悪くならないような体制をとっていただきたいというのがございますので、よろしく願いしたいと思います。

○委員長（中村和美君） いいですか。

ほかありませんか。

○委員（堀 徹男君） 小型合併処理浄化槽のですね、補助の分で。

○委員長（中村和美君） 何ページですか。

○委員（堀 徹男君） これは７４ページですね。

○委員長（中村和美君） はい。

○委員（堀 徹男君） ７４ページの衛生費の分です。

今年度の補助の見込み台数が１５５基ということだったんですけども、昨年の実績、一昨年の実績からいってですね、今年度の１５５基の見込みが適当なのか、伸びがあるのか、減があるのかという点についてお尋ねしたいと思います。（「しばらくお待ちください」と呼ぶ者あり）

○下水道総務課長（西田修一君） おはようご

ございます。下水道総務課、西田でございます。
よろしくお願いたします。

ただいま御質問の小型合併処理浄化槽の設置の状況等について、まず御説明を申し上げたいと思います。

実績といたしましては、平成25年度189基、平成26年度167基、平成27年度169基、平成28年度146基の実績がございました。なお、平成29年度につきましては、見込みでございますけれども、130基を見込んでおります。

したがって、当初予算で155基を計上いたしておりますけれども、平成29年度はかなり平成28年度に比しましてマイナス16基ほどの見込みでございますけれども、平成30年度につきましては、こちらの基数のほうの増加に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（堀 徹男君） 下水道整備の方針がですね、合併処理浄化槽にシフトしていくということをお伺いしていますので、155基は当初予算ということでしょうけど、見込みとしてですね、妥当なのかなということがわかったので、はい、結構です。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

○委員（田方芳信君） 74ページの狂犬病予防対策事業で、これ年間に大体どのくらいぐらいの犬の予防接種があるか教えていただいてよかですか。

○環境課長（武宮 学君） 環境課の武宮でございます。よろしくお願申し上げます。

平成28年度をまず申し上げますと、注射済みの頭数が4747頭、4747でございます。で、平成29年2月末の現在でございますが、4753頭、4753というふうになっております。

以上でございます。

○委員（田方芳信君） 今後こういったやつはまた、だんだんふえていく可能性もまだあると思いますので、今後ともそのまま継続してやってください。お願いとします。（環境課長武宮学君「はい」と呼ぶ）

○委員長（中村和美君） ほかございませんか。

○委員（太田広則君） ごみ処理施設整備事業の中に初めて、やっどこさていいですか、清掃センター閉炉に伴うね、業務委託が、先ほど小さく細々と説明ございましたけれども、バグフィルター閉炉整備であったり、清掃センター処理施設閉鎖工事であったり、煙突塞ぎ工事であったり、全て今の現清掃センター閉炉についての整備が行われるんですけれど、もともとの解体工事の予算はとらなくて大丈夫ですか。途中から補正で来るというふうに捉えていいんでしょうか。

○理事兼廃棄物対策課長（山口 修君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）廃物対策課、山口でございます。

閉炉の作業については、今回予算をお願いしているところでございますけれども、完全な撤去と申しますか、解体については現在のところ計画していない状況でございます。

以上でございます。

○委員（太田広則君） 解体については計画してなくて、解体するんですよ。閉炉に伴う業務委託をしていくわけですから、中身をね、閉鎖する方向でいくんでしょうけど、本体そのものも解体するんでしょうに。計画にないというのは意味がわかんないんですけど。

○理事兼廃棄物対策課長（山口 修君） 確かに、最終的には閉炉の後解体するということになるかと思っておりますけれども、現在のところ、解体に要する費用、その他のこともございまして、年度的にいつの年度で完全に解体するというふうな計画は立っていないというところでございます。

○委員（太田広則君） いやいや、今回新規で上がってるわけですよね。これ業務委託するわけでしょうが。計画がないと業務委託できないじゃないですか。何年何月までにどこのをどういうふうに閉鎖していく、どこを閉炉していくというのは、計画性を持って最終的には解体工事して更地にするわけでしょうが。建設に当たっても計画は必要ですけど、閉炉に当たっても計画は必要なんじゃないですか、細かい。それは立ってないの。

○市民環境部次長（潮崎 勝君） 申しわけございません。座らせていただきます。

先ほど、来年度から新たに着手しました最終処分場建設でございますが、これは今あります中北の清掃センターの閉炉とは少し関係がございません。（委員太田広則君「ん」と呼ぶ）

最終処分場は、今現在も焼却灰とですね、それからガラス瓶、ガラス類、陶磁器類は最終処分場、民間のほうへ持っていったります。

（「答えが違ってる」「違う」「答えが違ってる」と呼ぶ者あり）

○委員（太田広則君） じゃあ、確認しますが、じゃあ、今回の新規で出てる清掃センター閉炉に伴う業務委託というのはどこのことを指してるんですか、そしたら。

○廃棄物対策課副主幹兼施設管理係長（稲本健一君） 済みません。施設係長をしています稲本といいます。

今回のなんですけれども、清掃センターの閉炉の施設整備事業というところで、工事請負費になります。で、まず、今度の先ほどお話しされましたバグフィルターの撤去というところで、こちらのほうが施設自体を撤去するのではなくてですね、施設自体の解体の計画自体は先ほど課長が説明されたんですけども、まだ解体というところまでは計画には入っておりません。ただ、閉炉について、施設自体で環境です、施設自体の中に危険な有害物質とかがあります。

それだけを除くというだけの今回の閉炉作業という工事請負費だけを予算要求させていただいたということになっております。

○委員長（中村和美君） 太田委員、どうですか。

○委員（太田広則君） いや、わかるんですよ。危険物ね。閉炉に当たって非常に難しい危険性のあるものから委託工事で——だから結局、閉炉に向かってやる事業でしょう。ということは、基本的には、最終的、さっきも言いましたけど、解体というものがあって、更地というのが最終目標であって、私、地元んこっだけ余計気にして過去にも一般質問してるから聞いてるんですけど、やっとなさ、さっき言ったじゃないですか、初めて業務委託が出てきましたね。清掃センター閉炉に伴うという言葉が来てきたんで、それは計画性があるんでしょうか。それはいいですよ。いろいろ難しいもの、危険物に処理は時間かかっていくでしょう。それは当然わかること。だからこそ、ちゃんときちっとした計画を持って予算化していかなきゃいけないとですか。だから、最終的に解体はまだ入れてませんというのは、それはそれでいいんですけど、計画があるのかも含めて聞いてるわけですよ。

○理事兼廃棄物対策課長（山口 修君） 今、担当係長が申しましたとおり、危険物があるということと、まず、安全を確保するために危険な箇所があるというふうなことございますので、そういう危険を取り除くというのが今回の工事の主なものでございます。したがって、施設全体そのものは、しばらくは残るということでございますし、今委員御指摘のように、いつの年度で解体するかというような計画については、先ほど申しましたとおり、そこまでの計画は立っていないと。まず、安全な施設として終わらせるということまでが今回の作業内容でございます。

○委員（太田広則君） じゃあ、意見のところで。

○委員長（中村和美君） ですね。

ほかありませんか。

○委員（堀 徹男君） 今のと関連なんですけど、廃炉作業とですね、解体そのものは別ということで理解はしていますけれども、今回の7727万円というのは、一般財源で全部対応されてるということですよ。で、解体も含めた計画の中で筋道を立てていけば、公共施設の除却にかかわる有利な市債というのがですね、ことしからかな、認められるようになってますので。恐らくですね、億単位の相当な額はかかると思うんですけども、その一部、約7800万円近くのもので、予算を一般財源で賄うというのは少しもったいなかったかな。総合的な計画があればですね、そういった有利な市債を使ってできることがあったんじゃないかなというふうには思います。

計画がですね、総合的な計画が今ないということなんですけれども、財源も含めてですね、これは市債を使った事業ができるということを前提にしてですね、早急に計画そのものも立てていただいて、実行していただきたいなと。そんな点についてですね、どれぐらいの御理解があるのかなというのをちょっとお尋ねをしておきたいと思いました。

○市民環境部次長（潮崎 勝君） 今御指摘がございました中北清掃センターの今後の方向性ということでお答えいたします。

現在、新年度は7月までまだ運転させますので、それから平成30年度の予定としましては、残ったごみの処理という作業もまずございます。ピットの中の下の方に埋まっている。そういう完全に撤去させて、それから、いろんな施設の安全面を、外部からの侵入者を防ぐというような観点から、フェンスをするというような予定もございます。そのように今の施設をすぐ解体まで持っていくには、少し長期的な計画と残

地もどうするかということも含めましてですね、もう少し長期的な跡地の利用まで踏まえて、少し検討する必要があると思います。

また、解体に要する費用も、なるべくいろんな財源がですね、とれるように工夫をするので、調べる必要もございますので、先ほど担当課長のほうから、まだ解体のほうは計画してませんという答えがございましたが、計画をしないんじゃないくて、今後丁寧に計画を進めて、必要な御提案ができた時点には、議会のほうに御提案するというようなことで考えております。

以上です。

○委員（堀 徹男君） 計画的なですね、解体に向けたスケジュールをですね、組んでいただけるものというお答えをいただいたというふうに理解をしておきます。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

○委員（山本幸廣君） 73ページ、衛生費の3の斎場の管理費について、國岡部長が総括で課題としての4点を挙げられましたですね。その中の一つでありますけど、もう予算書を見てもわかりますように、その他と一般財源で賄っているような状況でありますけど、整備事業というのが数字出してありますけども、私が今回お尋ねしたいのは、今の斎場の延命措置はもう延命措置の中でですね、状況なんですけど、火葬状況も含めてですけども、それと老朽化が進んでおると。その中で一番課題になるのは、同じ日にですね、どうしてももう賄い切らんと言ったらいけませんけども、処理ができないという状況等とか、そしてまた、今後ですね、10年間の見通しですよ。ちょうど私たちはそういう時代に入って行くわけですけども、そこあたりについて、今の斎場の施設、37年たったから、それでいいんですかというような状況でのことを考えながら、今回の予算というのはこういう計上をしたということでしょうけど、ちょっとそこらあたりをお伺いしたいと思います。

○環境課課長補佐兼くらし環境係長（藤澤智博君） 済みません。くらし環境係の藤澤と申します。よろしく申し上げます。

斎場の現状なんですけれども、27年時に延命化計画を立てまして、42年までを今の状況でもたせると。で、現状としましては、1日最大で9体から6体ぐらいの御遺体を行っている状況でございます。42年までの延命化計画を立てる時点で、今後の、要するに、亡くなられる方の推計もいたしまして、その間でもつだろうというところでの今計画を立てております。

新斎場の計画自体は、42年に向けまして早目に計画を立てながら、できれば候補地いろいろありますので、そういう諸問題をクリアした時点で御説明ができればなと思っておりますので、今の斎場につきましては、42年までを一応使用できる状況で、今後、来年度大規模改修いたしまして、また5年後に炉のほうの大規模改修という形で、42年までをもたせたいと思っております。

以上、お答えさせていただきます。

○委員（山本幸廣君） 今説明わかりました。私も何回か、もう常に我々政治家というのは特に行くわけですけど、まずはにおいがするかということと、それとやはり待合室、そしてさらには、やはり炉の改修等の中でですね、大規模ここはされると思うんですけども、私は一日も早くですね、あの施設は改修していいんじゃないかと思うんですよ。延命、延命じゃなくしてからですね。駐車場も狭いし。そういうのを42年という計画立てておりますので、なるべくなら前倒しもするようですね、考え方で計画を進めてほしいなという、これはもう私の要望であります。現に行かれた方々はほとんど御存じだと思いますよ。國岡部長が言われた課題の4の中でもですね、もう4とも大事な一つの事業ですからね、しっかり課題と捉えていただきたいと思います。

○委員長（中村和美君） いいですか。

○委員（山本幸廣君） お願いします、1つ。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

（委員山本幸廣君「もう1つ。もう1つ」と呼ぶ）

○委員（山本幸廣君） 76ページ、衛生費の目の5のですね、説明欄に、一般廃棄物収集運搬業務委託契約訴訟関係で事業を24万してありますけれども、これ何ですかね。

○廃棄物対策課副主幹兼収集計画係長（宮川芳行君） 廃棄物対策課の宮川でございます。

今お尋ねの24万円の中身でございますけれども、この裁判につきましては、平成27年度から裁判手続を開始いたしております、当初弁護士さんと契約する際にですね、着手金等は既に支払っているものでございまして、その後の24万という予算につきましては、2カ月に1回程度、熊本地裁のほうで口頭弁論という手続が行われますけれども、その際ですね、弁護士の日当といいますか出張の手当、その最大で月1回ある、年間12回掛けるの2万円という想定で24万円を計上いたしております。

以上でございます。

○委員（山本幸廣君） よくわかりました。見通しとか何か聞きませんが、予算計上してあったからちょっとお聞きしましたので、はい、ありがとうございました。

○委員長（中村和美君） いいですか。

○委員（山本幸廣君） はい。

○委員（田方芳信君） 済みません。先ほど山本議員が言われた火葬場の件の関連でちょっとお聞きしたいんですけど。今少し改修ちゅうか、いろんなものを修理されてると思うんですけど、近隣の人たちがですね、スイッチが入ったときにですね、黒い煙がぼーんと出るらしいですよ。そういった面なんかちゅうのはどういったふうに考えてらっしゃいますか。

○環境課長（武宮 学君） ただいまの御質問の焼却当初の、最初のほうの黒い煙の件でございますが、御遺体ですね、入れますひつぎの中にですね、極力そういった黒い煙を出す、いわゆるプラスチック製の物、ゴム製の物、そういった物はできるだけ入れないようにというふうをお願いしてるんですが、どうしても遺族の方ですね、心情的なもの、それと、生前お亡くなりになられた方が大事にされていた物を一緒に入れたい、入れて御遺体を火葬をしていただきたいというようなことでですね、葬祭業者の方には、できるだけそういうような物を、——不要な物とは言いません、できるだけ入れないようにをお願いしてるんですが、そういった関係でですね、入れられたときに、焼却当初に黒い煙が出てしまうというような状況がございます。その点につきましては、これからも葬祭業者の方に、そういった黒い煙が出る原因となる物を入れないようお願いしていくようでございますが、状況としては、そういうところでございます。

以上でございます。

○委員（田方芳信君） じゃあ、一応それはボイラーの油というか、ああいったやつ煙ではなくて、中に入ってる、いろんな物が入ってる、そういったやつ燃えたあれがぼんって出る。でも、本来は出てはいけないやつじゃなかつすか。そういった煙、黒いやつがぼんって出るとちゅうともですね、どういったものかなと思うんですけど。今回、今改善されてるような話ですけど、今後そういったところもですね、しっかりと見ていただければと思うんですけど、そこあたりはどう。

○環境課長（武宮 学君） 議員御指摘のとおり、本来であれば、煙が出ない設備が一番好ましいというふうに私も理解をしておりますが、もともと助燃剤といいますか、使っておるものが灯油でございますので、灯油で火葬をさせて

いただいております。したがって、サルファーが含有量が少ないものですから、黒い煙が出るはずはございません。

加えて、ダイオキシン対策ということで、800度以上で2段燃焼式で燃焼しておりますので出るはずはないんですけども、そういった黒い煙が出るということではですね、やはり今回、来年度予定しております大規模改修の際にも十分気をつけましてですね、その点も考慮しながら大規模改修を進めていきたいと。周辺の方々には大変御迷惑をおかけするかもしれませんが、その点で進めていきたいというふうに思っております。

来年度大規模改修を行いますので、ほとんど全面変えます。そこで燃焼系統もいじることになるかと思いますが、その後はなるべく出ないように対策を講じていきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○委員長（中村和美君） いいですか。

○委員（田方芳信君） よろしくお願いしておきます。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

○委員（堀 徹男君） 済みません。中北の清掃センターの件についてもう1点。廃炉作業に伴うですね、スケジュールというのをどれぐらいの時期を見越されていらっしゃるでしょうか。

○廃棄物対策課副主幹兼施設管理係長（稲本健一君） 済みません。まず、6月いっぱいまで清掃センターのほうでごみのほうの受け入れになります。で、そちらのほうで6月いっぱいまでごみの量が入ってきたとして、一応想定しているんですけど、約500トンぐらいのごみが残って、——可燃ごみだけなんですけど、ピットの中に、で、500トン残っておりますので、大体2週間ほどで大体燃える予定を見込んでいるんですけども、ただ、最後までピットの底までなんですけども、ごみをとることは正直不

可能です。で、その中で最後までとることが不可能なものですから、人員を入れまして、底のコンクリートみたいな固い路盤になっておりますので、下のほうなんですけども、そちらのほうをほぐして再度また炉で燃やすと。場外搬出をした場合に、またそちらのほうでかなりコストのほうがかかるものですから。

そういう作業を7月以降から行いまして、あと中にありますバグフィルターの撤去、それとあとコンベヤーというところで、中に、コンベヤーが建物の中に入ってます。そこが使わないようになりますと、動物とか、あと人が入られないようにということで、全部カットをしまして塞ぐ工事をします。そちらのほうは大体12月までいっぱいまで終えたいと思っております。

それとあと、外回りのほうなんですけれども、人が侵入しないようにフェンス工事のほうも来年度いっぱいかけて、3月とか12月以降からフェンス工事のほうも入りたいと思っております。来年度いっぱいまで閉炉について工事をやりたいと思っております。

以上です。

○委員（堀 徹男君） なぜお尋ねしたかといいますとね、新しい環境センターが運転を開始して、私の経験からなんですけど、プラントっていうのは、できたからといって100%稼働ができるとは保証はできない部分があるんですよ。で、あっちで燃やせなくて、機械がうまく調整がいなくてですね、例えば、1週間そこら燃やせない時期が来たというときに、中北町内の方々の心配されるのはですね、また、また燃やすんじゃないのっていう御心配があって、そこら辺のですね、——いや、もう一旦廃炉を決めた以上は、もう二度と燃やすことはないんだよっていうですね、そこら辺のお話を確認できればなと思ったんですけれども。

○環境センター建設課長（山口敏朗君） 環境センター建設課の山口でございます。

6月末で清掃センターの受け入れを停止しまして、7月から新しい環境センターでごみを受け入れるというスケジュールになります。この日付の決定につきましては、今建設しております日立造船、こちらと最終的にこの日で大丈夫かということを確認した上でですね、日付を決めたところでございます。

この後、先ほど御心配の燃やせないときどうするのかとなりますと、これは契約の中で日立造船のほうで処理をしていただけるということになっておりますので、清掃センターのほうに出戻りすることはないということで確認をしております。

以上でございます。

○委員（堀 徹男君） 改めて確認をですね、させていただいたということで、はい、了解しました。

○委員長（中村和美君） いいですか。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければですね、質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（太田広則君） 冒頭ですね、市民環境部長の総括を聞いて思ったんですけども、課題が4点ございました。斎場の問題、衛生処理センターの問題、環境センターの問題、それから新幹線の騒音の問題ということで、将来にわたって市民環境部が抱える課題というのはですね、それ相当の大きなものがあるし、予算もかかるというふうに非常に懸念をしてる。今の総括の課題を聞いてですね、思っています。

それから、先ほどから出てる環境センターに関して、清掃センターの閉炉の問題、先ほど質問しましたけれども、予算化するときにはきちっと計画立ててらっしゃるんですよ。ですから、環境センターに供用開始っていう日付が決

まった段階からは、もうすぐこちらは閉炉に向かっている計画をですね、それは危険物から先にせんでしょうけれども、きちっと計画を立てる。建屋を解体まできちっと立てるべきだと思うとですね。そして、それを迅速にできるかどうか予算化しているのをですね、やはりつくるのと一緒に、明確なですね、計画をですね、これから先、市民環境部、この4つの課題全部、目標と予算が必要ですよ。

非常に大変な大きな課題を抱えているので、で、次長、部長はもうあと数年しかいらっしゃらない。その中で若手に引き継ぐわけですから、きちっとこの大きな課題をですね、しっかりと捉えてですね、計画性を持ってですね、やっていただきたいということを要望しときたいと思います。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 答弁は要らんですね。

それでは、ほかに意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で第4款・衛生費中、市民環境部所管分についてを終了します。

執行部入れかえのため、小会します。

（午前11時23分 小会）

（午前11時25分 本会）

○委員長（中村和美君） それでは、本会に戻します。

次に、歳出の第7款・土木費、第10款・災害復旧費及び第12款・諸支出金について、建設部から一括して説明願います。

○建設部長（湯野 孝君） 建設部の湯野でございます。

次の平成30年度当初予算の説明に当たりまして、まず、一般会計、特別会計、企業会計の当初予算における建設部所管の事業について総括を述べさせていただきます。座って説明させ

ていただきます。

○委員長（中村和美君） はい。

○建設部長（湯野 孝君） 建設部では、5つの基本政策のうちの安全・安心で魅力ある都市を築くの実現に向け、本市の住宅、社会基盤の整備、維持管理、まちづくりにハード・ソフト両面から取り組んでまいります。

平成30年度一般会計当初予算の土木費は、前年度と比較しまして5億8947万6000円、率にして9.9%減の53億7447万6000円を計上しております。予算の減は、日奈久浜町ポンプ場の改築更新事業が完了したことや、都市計画道路南部幹線に接続する八の字線について、29年度末で事業がほぼ完了することなどが主な要因でございます。

平成30年度当初予算における主なハード事業としまして、まず、道路整備では、新八代駅周辺地域における東西アクセス道路のうち、西側区間を形成する新牟田西牟田線や、東側区間で国道3号までつながる竜西東西12号線の整備に向けた用地測量並びに一部用地の取得を進めてまいります。

また、都市計画道路では、平成29年度より西片西宮線の第2期施工区間に着手しており、用地買収や建物移転補償などを行うこととしております。そして、新規事業として、都市計画道路沖新開線の調査に着手いたします。

次に、都市公園については、熊本地震時に多くの人が近隣の公園に避難されたことを踏まえ、復旧・復興プランに基づき、既存の公園について防災備蓄倉庫やソーラー照明の設置などを進めるとともに、公園施設長寿命化計画に基づき、公園の遊具改築を行うこととしております。また、新たに植柳新町西児童公園の整備を行います。

次に、区画整理では、継続して八千把地区土地区画整理事業を行っていく予定です。

次に、公営住宅については、麦島団地などの

外壁や屋上防水などの修繕や、火災警報器取りかえなどの適切な維持管理に努めます。

次に、河川については、日奈久の大坪川などの改修工事、港湾では鏡港の泊地しゅんせつ、都市下水では用途地域内の排水路の整備を行うこととしております。

次に、ソフト面については、新庁舎を核とした中心市街地のまちづくりについて、引き続き、景観計画の策定に向け取り組んでまいります。また、老朽危険空き家等除却促進事業や28年度に開設した空き家バンクの事業を推進してまいります。

続きまして、特別会計の農業集落排水処理施設事業及び浄化槽市町村整備推進事業、企業会計の公共下水道事業については、本市の污水处理人口普及率が、全国平均90.4%に対し64.9%と低い状況の中、引き続き、面的整理や維持管理を行い水洗化の普及促進を図るとともに、経営の安定化、効率化を行っていくこととしております。

以上、平成30年度予算の主な事業について説明いたしました。今後とも厳しい財政状況の中、さらなるコスト削減はもとより、国・県の補助金の活用など積極的な予算確保に努め、事業効果を早期に発現できるよう取り組んでまいります。

続きまして、本委員会に付託されました議案について、松本次長及び関係課長より御説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○建設部次長（松本浩二君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）建設部次長の松本でございます。着座にて説明させていただきます。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○建設部次長（松本浩二君） 失礼します。

それでは、議案第5号・平成30年度八代市一般会計予算のうち、第7款・土木費、第10款・災害復旧費、第12款・諸支出金について

御説明申し上げます。

予算書7ページをお開きください。

第1表・歳入歳出予算中、第7款・土木費の歳出分でございます。

7款・土木費では、53億7447万6000円を計上し、前年度予算59億6395万2000円に対しまして、金額で5億8947万6000円、率にして9.9%の減でございます。

これは、都市計画費のうち、平成26年度から電気及び機械設備の更新並びに耐震化工事を実施してきました日奈久浜町ポンプ場と、同じく平成26年度から整備を進めてまいりました南部幹線と葭牟田町で接続する都市計画道路八の字線整備事業がおおむね完了しましたことと、道路橋梁費のうち、主に市内一円の道路や橋梁の改良や維持管理を行う予算の減額が主な要因でございます。

次に各項でございますが、項の1・土木管理費では、2億5815万8000円を計上し、前年度と比べまして10万7000円増のほぼ同額を計上いたしております。

続きまして、項の2・道路橋梁費では、15億9683万6000円を計上し、前年度と比べまして2億6846万8000円、14.4%の減でございます。これは、道路新設改良費の中の市内一円道路改良事業の予算減が主な理由でございます。

8ページをお開きください。

項の3・河川費では、6998万2000円を計上し、対前年度比320万2000円、4.8%の増。

項の4・港湾費では、5億418万1000円を計上し、対前年度比5711万7000円、10.2%の減。

項の5・都市計画費では、27億3468万4000円を計上し、対前年度比2億7286万7000円、9.1%の減です。これは、先

ほど述べましたとおり、都市計画事業2件の事業完了が主な要因でございます。

項の6・住宅費では、2億1063万5000円を計上し、対前年度比566万7000円、2.8%の増でございます。

続いて、目ごとの主な事業と内容について御説明いたします。

89ページをお開きください。

右側の説明欄記載の事業内容を説明した後に、節の内訳の中で主なものについて御説明をさせていただきます。

なお、各目の節2・給料から節4の共済費までは職員の人件費でございまして、その職員数は右の説明欄に記載しておりますことから、説明は省略させていただきます。

目1・土木総務費では、5202万8000円を計上しております。内容としましては、公共用地取得・登記事務事業の403万円が主なもので、節7・賃金の316万7000円は、登記事務嘱託職員2名分の人件費でございます。

次に、目2・建築総務費では、2億613万円を計上しております。

事業の内容としましては、建築行政事業では、特殊建築物定期報告業務委託や年3回開催予定の建築審査会などを行う費用として260万1000円。老朽危険空き家等除却促進事業では、老朽化して危険な状態で放置されている空き家の除却費用の一部を補助する費用として、50件分の3068万3000円。民間建築物耐震化促進事業では、耐震改修工事等を行う建築物の所有者に対して、その費用の一部を補助する費用として、耐震改修設計費補助20件分、耐震改修工事費補助10件分などの1478万4000円。公共建築物営繕事業では、市民が安心して施設を利用できるように、市有建築物や設備の定期点検を行う費用として1290万1000円。空き家バンク事業は、一戸建て住宅の空き家の有効活用策の一つとして、所有者に

登録を募り、情報を広く提供することで賃貸や売買につながるもので、空き家に残されている不要物の撤去やリフォームへの補助金10件分や固定資産税納税通知書同封用チラシ作成などの費用として306万3000円を計上いたしております。

節の内訳としましては、節7・賃金の1046万円は、公共建築物営繕事業における点検員4名分の人件費でございまして、節19・負担金補助及び交付金の4741万円は、右説明欄記載の老朽危険空き家等の除去に対するものなど、各種の補助メニューによる補助金が主なものです。

90ページをお開きください。

項の2・道路橋梁費、目1・道路橋梁総務費では、1億6282万8000円を計上しております。

事業の内容としましては、市道の管理全般を行う道路橋梁総務一般事務事業2702万円が主なものです。

節の内訳としましては、節7・賃金の127万円は、市道及び法定外用地の占有情報のデータ化に従事する臨時職員1名分の人件費で、節13・委託料2431万円は、道路台帳の作成及び修正などの業務委託に要する費用でございます。

続きまして、目2・道路維持費では、3億7266万7000円を計上しております。

事業の内容につきましては、市道に附属するカーブミラーやガードレール、街路灯などの交通安全施設の設置及び補修を行います交通安全施設整備事業に3443万4000円、市内一円の道路舗装や側溝などの修繕を行います道路維持事業に3億2330万7000円を計上いたしております。

節の内訳としましては、節11・需用費6863万2000円は、市内一円の道路側溝や舗装、交通安全施設などの修繕料や、街路灯など

の電気代が主なものです。節12・役務費683万円は、道路側溝のしゅんせつや清掃手数料でございます。節13・委託料7853万8000円は、緑の回廊線や幹線市道に植えております街路樹の管理、剪定及び除草作業委託に4950万2000円、道路パトロール業務委託や新八代駅関連施設管理委託に1053万6000円などが主なものになります。節15・工事請負費2億76万8000円は、ガードレールなどの交通安全施設設置工事や、中央線など22路線、約3.5キロメートルの舗装補修工事などに要する費用でございます。また、節16・原材料費1549万2000円は、地元施工による生コン舗装の材料や、路面の補修用の簡易アスファルト合材、カーブミラーなどの安全施設の部材購入費に要する費用でございます。

次に、目の3・道路新設改良費では、8億6479万4000円を計上しております。

91ページをごらんください。

事業の内容としましては、単県道路事業負担金事業では、県道芦北坂本線ほか6路線の改良工事や側溝整備などの県事業に対する市の負担金として1932万1000円を計上し、その負担率は、補助事業による改良工事で約6.2%、単独費による改良工事と維持工事がそれぞれ15%でございます。また、主に市道の拡幅改良や舗装、側溝の整備を行う市内一円道路改良事業は、6億7790万円を計上しております。社会資本整備総合交付金事業として、千丁町の新牟田西牟田線や龍峯地区の竜西東西12号線など4路線を、単独事業では、泉町の糸原線など市内全体で57路線の道路改良や歩道のバリアフリー化を予定しております。

節の内訳としましては、節13の委託料9330万円は、交付金事業で取り組む鏡町の有佐貝洲大江湖線の交通安全対策事業や、単独事業で取り組む市道整備に必要な測量設計業務などの委託に要する費用でございます。節15の工

事請負費4億5200万円は、市単独事業の市内一円52路線の工事に要する費用でございます。節17の公有財産購入費6850万円と節22・補償、補填及び賠償金5900万円は、千丁町の新牟田西牟田線や市内一円市道整備に伴う用地購入及び家屋や立木補償などに要する費用でございます。節19の負担金補助及び交付金1932万1000円は、県事業に対する負担金でございます。

目の4・橋梁維持費では、1億8454万7000円を計上しております。

事業の内容としましては、道路にかかる橋梁の維持補修などを行う市内一円橋梁維持管理事業で154万7000円。道路法の改正に伴い、市内全部で1893カ所の橋梁点検を計画的に進め、その老朽度合いに応じて随時補修工事を進めております橋梁長寿命化修繕事業では、1億8300万円を計上し、定期点検508橋、補修工事7橋を予定しております。

節の内訳では、節13・委託料5900万円では、長寿命化修繕計画に伴う調査業務委託を行い、節15・工事請負費1億2400万円では、坂本町の中谷橋など7橋の補修工事を実施する予定です。

目の5・橋梁新設改良費では、1200万円を計上しております。

事業の内容としましては、幅が狭く通りづらいなどの橋梁を改修する市内一円橋梁改修事業では、八千把校区の上野町1号橋など2橋の改修工事を予定しており、節15・工事請負費で1200万円を計上いたしております。

92ページをお開きください。

項の3・河川費では、目の1・河川費で6998万2000円を計上しております。

県河川海岸事業負担金事業では、東陽町の箱石地区での地すべり対策、坂本町の大門瀬など4カ所での急傾斜地崩壊対策に対する負担金として、5%から3分の1の負担率で1200万

円を計上しております。次に、市内一円河川改修事業では、鏡町の新川など11カ所の河川改修に要する費用として5056万5000円を計上しております。二見川渇水対策施設維持管理事業では、南九州西回り自動車道赤松トンネル建設時に発生した二見川の渇水対策として、揚水ポンプの運転経費及び施設の管理を行う費用として141万7000円。土砂災害危険住宅移転促進事業は、土砂災害特別警戒区域から安全な区域への移転を促進するために費用の一部を補助するもので、30年度は1件分、300万円を計上しております。また、被災住宅再建支援事業（地震災害関連）では、同じく土砂災害特別警戒区域内で、熊本地震で被災した住宅の移転または建てかえや補強などを補助または支援する1件分の費用として300万円を計上しております。

節の内訳としましては、節11・需用費の519万5000円は、河川護岸等の修繕料や二見川渇水対策用のポンプ等の電気料が主なものです。節13・委託料の1791万7000円は、河川の除草や清掃委託、改修工事の測量設計委託が主なものです。節15・工事請負費の2800万円は、鏡町の新川など11河川の改修工事が主なもので、節19・負担金補助及び交付金の1849万4000円は、県負担金及び住宅移転促進事業の補助金などの予算でございます。

次に、項の4・港湾費でございます。

目の1・港湾管理費では、1190万7000円を計上し、八代港振興事業に225万7000円、市が管理する日奈久港及び鏡港の港湾施設等の維持管理を行う港湾管理事業に965万円を計上しております。

節の内訳としましては、節11・需用費では、日奈久港と鏡港の夜間照明灯の電気料や浮棧橋の修繕料などの費用として221万3000円。節13・委託料は、日奈久港の台帳整備や高潮

時のポンプによる排水対策に要する費用として728万5000円。節19・負担金補助及び交付金225万7000円は、八代港振興事業にかかわる熊本県港湾協会等負担金でございます。

目の2・港湾建設費では、4億9227万4000円を計上し、八代港県営事業負担金事業では、同事業に対する市の負担金として4億2500万円を計上しております。

93ページをごらんください。

説明欄の港湾施設改修事業では、鏡港泊地しゅんせつに要する費用として4300万円を計上しております。

節の内訳としましては、節15・工事請負費4300万円は、鏡港の泊地しゅんせつ工事費。節19・負担金補助及び交付金は、大築島南地区土砂処分場整備に負担率20分の1で1億1000万円、耐震強化岸壁整備に負担率10分の1で2億5000万円、港湾補修事業に負担率6分の1で6500万円の合計4億2500万円を計上しております。

項の5・都市計画費、目の1・都市計画総務費17億6531万2000円では、豊かな自然環境や歴史文化遺産の保全と継承を図りながら、地域の特色を生かした良好な景観を形成する八代市景観計画を作成するための費用として、景観計画策定事業に620万7000円。熊本地震により被災した私道の復旧工事費の一部を支援する被災私道復旧支援事業（地震災害関連）に1件分の300万円、同じく熊本地震で被災した宅地の復旧工事費の一部を支援する被災宅地復旧支援事業（地震災害関連）に9件分の4710万円を計上しております。また、下水道事業会計へ支出します企業会計繰出金事業に16億650万円を計上しております。

節の内訳ですが、節13・委託料1409万1000円は、都市計画地形図修正業務や開発許可関係図書の電子化業務並びに景観計画策定

業務の委託経費でございます。節14・使用料及び賃借料の400万円は、土木積算システムのリース代が主なものでございます。節19・負担金補助及び交付金5110万円は、地震災害関連として、被災した私道の復旧並びに宅地の復旧補助金が主なものでございます。

94ページをお開きください。

節28・繰出金16億650万円は、企業会計であります下水道事業への繰出金です。前年度比1000万円の減となっております。詳細につきましては、下水道事業会計で御説明いたします。

目の2・街路事業費では、1億5450万9000円を計上しております。

南部幹線道路整備事業の1424万円は、前川を挟む県施工区間の建物等調査及び用地補償に対する県への負担金でございます。次の西片西宮線道路整備事業は、八代臨港線から国道3号に至る路線のうち、1工区の八代臨港線から360メートル区間が29年4月に完了し、引き続き、2工区の350メートル区間に取り組むもので、30年度は主に用地及び補償費として9300万円を計上しております。沖新開線道路整備事業は、八代臨港線の沖町から新開町の県道八代港大手町線を結ぶ延長約2キロメートルの都市計画道路でありまして、周辺道路の渋滞解消と市民生活の利便性と安全性を向上させる道路として、30年度より事業に着手するものです。まずは、近年増加している周辺交通量の実態調査に要する費用としまして250万円を計上しております。

節の内訳でございますが、節13・委託料370万6000円は、主に西片西宮線の建物等補償再算定業務委託や、沖新開線の交通実態調査業務委託に要する費用です。節17の公有財産購入費3000万円と節22の補償、補填及び賠償金6200万円は、西片西宮線の用地取得に要する費用です。節19・負担金補助及び

交付金1427万8000円は、南部幹線の県事業負担金が主なものでございます。

目の3・都市下水路費では、8684万4000円を計上し、右欄の雨水ポンプ場維持管理事業では、日奈久浜町ポンプ場及び徳淵ポンプ場の運転、点検及び修繕費用として1004万円。都市下水路維持管理事業では、宮地都市下水路内の土砂しゅんせつや除草清掃などの費用として372万4000円。樋門樋管操作管理事業は、球磨川流域の堤防に設置されている水閘門等45カ所の管理を国土交通省から委託を受け、その操作員の委嘱から操作方法の講習や備品管理を行うもので、その費用として678万9000円。市内一円都市下水路整備事業5922万円は、用途区域内の排水路の維持管理及び10カ所で延長1410メートルの改良を行う費用です。

節の内訳ですが、節8・報償費659万7000円は、球磨川流域に設置された樋門樋管の操作員36名への報酬で、節11・需要費1326万7000円は、市内一円の都市下水路の修繕及び堆積土砂のしゅんせつや、日奈久浜町と徳淵にあるポンプ場の燃料や光熱費などでございます。節12・役務費118万2000円は、地元施工でしゅんせつされた土砂の運搬料や、樋門操作管理人に掛けます傷害保険料が主なものです。節13・委託料884万5000円と節15・工事請負費4960万1000円は、市内一円の都市下水路整備に伴う測量設計業務と工事費、日奈久浜町ポンプ場における機器点検や清掃業務とポンプ吐出弁の取りかえ工事に要する費用でございます。

95ページをごらんください。

目の4・公園費では、2億1387万4000円を計上し、市内一円公園維持管理事業では、市内100公園の施設修繕や管理業務委託、樹木管理委託などに要する費用として1億526万円。市内一円公園施設整備事業では、図書館

横広場のトイレと東屋屋根改修や千丁町のいぐさの里公園ステージ改修など5公園の施設改築。復旧・復興事業として、防災備蓄倉庫設置2公園やソーラー照明灯設置3公園などの工事費用として3200万円。公園施設長寿命化対策支援事業では、清水児童公園など9公園の遊具改築工事費などで3000万円。植柳新町西児童公園整備事業では、八の字西区画整理事業によって創出された公園用地を整備する費用として2000万円を計上しております。

節の内訳ですが、節11・需用費1776万2000円は、施設修繕や電気料、下水道使用料などが主なもので、節12・役務費の404万6000円は、公園管理手数料やトイレのくみ取りに要する費用です。節13・委託料7542万4000円は、樹木管理や清掃業務委託が主なものです。節14・使用料及び賃借料1082万2000円は、球磨川スポーツ公園の簡易トイレ賃借料や土地使用料でございます。節15・工事請負費7800万円は、公園施設整備や長寿命化対策、植柳新町西児童公園の建設に要する費用でございます。

目の5・区画整理費では、5億1414万5000円を計上し、八千把地区土地区画整理事業では、区域内の幹線となる古閑中1号線などの道路整備と、建物移転補償などに要する費用として3億930万3000円。八千把地区土地区画整理保留地販売促進事業は、整備が完了した保留地を民間の不動産業者の力をかりて販売促進をするもので、紹介手数料5件分、169万7000円を計上しております。八千把地区土地区画整理事業基金事業は、保留地売り払い収入及び利子分を同基金に積み立てるもので、30年度は1億4715万8000円を見込んでおります。

節の内訳ですが、節8・報償費の169万7000円は、保留地紹介料5件分でございます。節11・需用費の129万1000円は、消耗

品及び公用車のガソリン代などが主なものです。節13・委託料の1076万9000円は、画地測量や補償費再算定業務が主なものです。

96ページをお開きください。

引き続き、目・区画整理の節の内訳でございます。

節15・工事請負費の6008万8000円は、都市計画道路の舗装工事や区画道路の整備予算が主なもので、節22・補償、補填及び賠償金の2億3900万円は、建物移転補償3件分が主なものでございます。節25・積立金1億4715万8000円は、事業基金への積立金でございます。

項の6・住宅費では、目の1・住宅管理費として2億1048万5000円を計上しております。

公営住宅施設整備事業では、市営住宅14団地の火災報知器取りかえや、政策空き家5戸分の解体などに要する費用として4032万3000円を計上し、公営住宅管理事業では、老朽箇所の修繕並びに給排水設備や浄化槽設備などの保守点検の費用として5856万1000円を計上しております。公営住宅ストック総合改善事業の7067万2000円は、八代市市営住宅長寿命化計画に基づき、計画的に維持保全するために建物、機械、電気設備の改善に要する経費で、30年度は築添団地2号棟など4棟の屋上防水などを予定しております。

節の内訳ですが、節11・需用費8134万円は、市営住宅の火災報知器取りかえや団地の屋上防水などの修繕料が主なもので、節12・役務費の245万5000円は、団地内の植木剪定などの手数料が主なものでございます。節13・委託料2175万7000円は、市営住宅の各種設備の保守点検に要する経費が主なものです。

97ページをごらんください。

節15・工事請負費5882万7000円は、

団地2棟の屋上と外壁の防水改修工事費などが主なものでございます。

目の2・住宅用地造成費では、15万円を計上しております。

宅地分譲貸し付け事業は、定住促進のために造成した宅地分譲地の販売及び貸し付けを行うもので、節1・報酬3万円は、宅地分譲審査委員5名分の報酬を、節19・負担金補助及び交付金10万円は、東陽町平野団地1区画分の農業集落排水事業受益者負担金でございます。

続きまして、資料の説明をさせていただきます。資料は、お配りしております、右肩に黒枠で建設環境委員会資料と記載しております議案第5号・平成30年度八代市一般会計予算（建設部所管分）、A4判の40ページの資料でございます。ございますでしょうか。この資料は、土木費の中で、主に市内一円で実施している事業の詳細をお示しするものです。

表紙の裏に目次をつけております。1ページに市内一円道路維持事業の予定表、2ページから6ページまでが、その箇所図でございます。同様に、事業ごとに予定表及び箇所図を添付いたしております。

以上が第7款・土木費でございます。

次に、第10款・災害復旧費の建設部所管分について説明いたします。

また戻っていただいて、予算書114ページをお開きください。

ページ中ほどに記載の項の2・公共土木施設災害復旧費では、目の1・道路橋梁施設災害復旧費において、道路橋梁施設災害復旧事業として、節15・工事請負費で1000円を計上いたしております。

災害復旧費の説明は以上です。

次に、第12款・諸支出金の中で、建設部所管分について説明いたします。

116ページをお願いいたします。

ページ中ほどに記載の項の2・土地開発公社

費では、目1・土地開発公社費として、土地開発公社貸し付け事業で委託料41万1000円を計上しております。これは、土地開発公社連絡協議会の参加旅費及び負担金支払い、長期借入金の利息支払いなどの業務を土地開発公社へ委託する経費でございます。

以上、土木費・災害復旧費・諸支出金の建設部関係の説明とさせていただきます。御審議よろしく願いいたします。

○委員長（中村和美君） ありがとうございます。

それでは、午前中の審議はここまでとして、休憩いたします。午後は13時から再開いたします。

（午後0時02分 休憩）

（午後1時00分 開議）

○委員長（中村和美君） では、休憩前に引き続き、建設環境委員会を再開いたします。

それでは、午前中に説明のありました第7款・土木費について質疑を行います。

質疑ありませんか。

○委員（百田 隆君） 91ページです。

単県道路事業負担金事業1932万1000円というふうに予算計上されております。これをもう少し詳しく説明してもらえませんか。

○土木課長（西 竜一君） こんにちは。「こんにちは」と呼ぶ者あり）土木課の西でございます。よろしくお願ひします。

今の御質問に対してお答えいたします。

単県道路事業負担金といいますのは、県のほうで、八代市管内でですね、道路関係でいろいろ事業をされておりますが、その中で、県の単独費で整備をされる分についてで、道路改良であったり、一般系維持補修の側溝整備だったり、それを一定の割合でですね、負担するというものでございまして、大体、改良系であれば

6.2%ですかね、維持系あれば15%という
ようなものが設定してありまして、一概に全て
というわけじゃありませんが、それを県が八代
市の中で県道関係の整備をされるということに
対して、市が恩恵を受けるということで負担金
を出すという事業でございます。

以上でございます。

○委員（百田 隆君） それは私も大体わかっ
てたつもりですけど。（土木課長西竜一君
「あ、失礼しました」と呼ぶ）場所はどこなの
かと。いろいろ話があったような、説明で最初
あったと思いました。はい。あとは二見坂本線
とかなんとか、そういう話も出ましたものです
から、そのあたりの説明。

○土木課長（西 竜一君） 大変失礼しまし
た。

今のですね、現段階で、予算化のときにです
ね、県のほうで事業実施箇所ということで、単
県の道路の改良の分です、道路改良の部分
です、路線としましては、今、7路線上が
っておりまして、「6じゃないの」と呼ぶ者
あり）いや、県道芦北坂本線ほか6路線。その
路線を言いますと、芦北坂本線ですね。それと
郡築横手線、破木二見線、氷川八代線、小鶴原
女木線と小川泉線でございます。

○委員（百田 隆君） はい、わかりました。
ありがとうございました。

○委員長（中村和美君） では、ほか、ござい
ませんか。

○委員（谷川 登君） 済みません、平成30
年度建設部の市内一円の河川の改修工事の件で
ちょっとお聞きしたいんですが。ページは資料
の28ページなんです、当地区のです、こ
の番号が10番、11番、後で結構ですので、
この地区のです、場所をちょっと後で教えて
いただければいいかなと思いますが、よろしい
でしょうか。

○土木課長（西 竜一君） 今おっしゃいまし

た9番と11番、28ページですね、の一覧表
にありますところの箇所ということでございま
すね。（委員谷川登君「はい、そうです」と呼
ぶ）

で、その後にですね、32番の資料がござい
ます。そこに位置図がですね、示されていると
いうことになるかと思えます。済みません、縮
尺がですね、ちょっと小さい、大きいといいま
すかですね、小さいのでわかりにくいかと思
いますが、この9番の糸原谷川線というのがこの
振興センターいずみのすぐ近くということす
ね。

それと、11番の日当谷川線というのが、済
みません、どこというところが具体的に言えま
せんが、泉支所から下ったところの近くとい
うことですね。

それでよろしいでしょうか。それとも、具体
的にここですというものが必要であれば、また
別途資料はお渡し……。

○委員（谷川 登君） 後で結構です。

野添と日当というのは栗木地区でございます
けれども、谷川は全然違う集落ですから、私
が見たときに、どこか、場所がちょっとわか
らないものですから、できれば教えていただ
ければなど。

○土木課長（西 竜一君） それでは、後ほ
ど、詳しい場所についてですね、支所から
ですね、地図等をいただきまして御説明を
したいと思います。

○委員長（中村和美君） いいですか。

○委員（谷川 登君） はい、わかりました。

○委員（太田広則君） 94ページ、街路事
業費の南部幹線道路整備事業なんですけども、
1424万。例年からすると、非常に予算が少
ないという中で、用地補償と聞かえたんです
が、聞き間違いだったらごめんなさい。そこ
の部分です、今後、今、用地交渉、恐ら
くこっちの産業道路からの、ゆめタウン側のほ

うの用地交渉が多分始まっているか始まるかというところだろうと思うんですが、その用地交渉の計画と今後の喫緊の計画、どっちを先にするのかというのだけちょっと。どっちというのは意味わかりますかね。要は、前川のほうなのか、球磨川のほうなのかという。そういう喫緊の計画についてちょっと教えていただければと思います。

○都市整備課長（一美晋策君） 都市整備課、一美です。よろしくお願いします。

今太田委員御質問の箇所、来年の箇所なんですけど、前川の両方、右岸側、左岸側、両方ですね。いわゆるゆめタウンがあるほうと中北側、これが両方とも用地交渉の建物調査と用地補償の予定ということで県のほうから聞いているところです。

なお、中北側のほうにつきましては、川のそば、川の直近側を主にされるということで聞いているところでございます。

○委員（太田広則君） わかりました。

もう一点、95ページの植柳新町西児童公園整備事業。いきなり2000万円の2カ年計画ということなんですけど、ここの公園整備に至った理由とこの詳細について、詳しくちょっと教えてください。

○都市整備課長（一美晋策君） こちらについては、もともと用地については本来あったんですけども、南部幹線の工事もろもろということもありましてですね、ちょっと工事については控えてきたところなんですけれども、今年、500万円の委託費をもって一応委託を終了させていただいて、来年から工事を2カ年で行うということで計画しているところ……（「30年度」と呼ぶ者あり）あ、済みません。30年度、1カ年で終了させたいと、整備したいということで考えているところでございます。

○委員（太田広則君） 来年度で終わるんですね。（都市整備課長一美晋策君「はい」と呼

ぶ）というのは、これ、済みません、遊具とかそういうのつくるんですか。

○都市整備課長（一美晋策君） 一応遊具等の予定をしているところでございます。

○委員（太田広則君） はい、わかりました。

○委員長（中村和美君） ほか、ございませんか。

○委員（堀 徹男君） まず、個別に3つ案件を聞いた後に、ちょっと総括で聞きたいと思いますけど。

土砂災害移転補償ですね。何ページだっけ。予算書の92ページですけど、土砂災害危険住宅移転促進事業の300万円。昨年度の実績に基づいてこの予算を立てられたのか、それともことしの見込みがあって立てられたのかをまず教えてください。

○土木課長（西 竜一君） お答えします。

土砂災害危険住宅移転促進事業、これはレッドゾーンからの移転ということになるんですけど、1件ですね、もう既に申し込みといいますか、御相談が来ておりますので、1件を行うということで300万計上しております。

○委員（堀 徹男君） ありがとうございます。

じゃあ、続けて93ページの被災私道復旧支援事業ですけれども、300万。こちらと同じようにですね、12月議会のときに打診があったというようなお話を聞いてますけど、300万丸々1件なのか、それともほかにも御要望があったのか。

○建設政策課長（涌田直美君） 建設政策課、涌田です。よろしくお願いします。

件数としては1件、丸々1件でございます。

○委員（堀 徹男君） ありがとうございます。

そして、95ページですね、区画整理費の八千把地区の区画整理の販売促進事業が169万7000円。こちらは、昨年の実績とかに基

づいて、何件ぐらいあって、ことし、見込みで立てられたのかについてお願いします。

○都市整備課長（一美晋策君） 申しわけありません。ちょっと件数については、詳細については確認しておりませんが、一応、こちらにつきましては、不動産取引の3%に1件当たり6万円を加えた金額で計上をさせていただいているところでございます。

で、件数等については、また後ほど担当のほうから詳細を確認した上で御報告申し上げたいと思いますが、よろしいでしょうか。（委員堀徹男君「はい、わかりました」と呼ぶ）あ、済みません。申しわけありません。7件分ということで計上させていただいております。29年、7件分実績ということで……。

○委員長（中村和美君） ゆっくりよかばい。

○都市整備課長（一美晋策君） 済みません。29年が7件、本年が5件分の予定ということで計上させていただいております。済みません。

○委員（堀 徹男君） ありがとうございます。

ちなみに、続けて、あとどれぐらい販売区画の残というのはあるのでしょうか。（「1、2、3……」と呼ぶ者あり）

今数えてる。（笑声）

○委員長（中村和美君） わかるんですか。いいですか。

○都市整備課長（一美晋策君） 済みません。今、29年度末で、販売率として全体の43.2%ということで、来年度、30年度末の見込みで一応60.3%まで販売したいということで考えているところでございます。

○委員（堀 徹男君） 済みません。パーセントで。ありがとうございます。あと何区画かなって聞きたかったんですけど、それはまた別なんですね。

じゃあ、続けていいですか。ちょっと中身の

話じゃなくてですね、全体の話なんですけど、冒頭に次長から御説明があったときに、道路橋梁費ですか、こちらが2億6800万円、昨対で14.4%の減ということでお聞きをしたんですけども、一般質問でもですね、取り上げさせていただいたように、こういった建設環境委員会の資料をいただきますと、膨大なですね、事業を抱えていらっしゃるということで、この14.4%のですね、昨対減というのを、当事者としてはどう捉えていらっしゃるのかなど。非常に答えづらい部分じゃないのかなとは思いますが、ぜひお聞きをしたいと思えます。

○建設部長（湯野 孝君） 今の御質問に対しましては、先週ですね、福島議員からの一応御質問もありまして、答弁したところでございますけれども、一般会計の土木費につきましては、道路橋梁、河川などの公共土木施設の整備や維持管理を行う上での費用として重要であると。社会、市民生活を支える、社会基盤を充実させるための重要な予算というようなところでは、もう、我々は考えております。

しかしながらですね、ただいま、次長からも説明がありましたとおり、平成30年度予算につきましては、厳しい市の財政状況というところを踏まえまして、29年度を下回る内容になってきたのかなというふうに考えております。

このような中、建設部といたしましては、市民の日常生活における安全性、利便性が損なわれることがないように、より一層、各事業のですね、効率的で効果的な執行に努めてまいりたいというふうに考えております。

そして、国のですね、経済対策による補正予算等がある場合には、積極的に要求していくなど、今後とも社会資本整備予算の確保に努めていきたいというふうに考えております。

答弁した内容と一緒にございますけど、よろしく申し上げます。

○委員（堀 徹男君） 御期待に沿わない答えをいただきまして、ありがとうございます。

（笑声）

全体像としてですね、かなり厳しい予算の枠内で、市民の要望とかですね、そもそもの事業計画をこなしていかにやらんという中でですよ、この14.4%の昨対比ですね、やれと言われるお立場をですね、察すると、相当にですね、苦勞されるんじゃないかなと、財源的にですよ、思っているところじゃあります。ぜひともですね、大変な中でしょうけど、やっていただければ。ここは要望として、はい。

○委員長（中村和美君） いいですか。

○委員（堀 徹男君） はい。

続けていいですか。それとですね、今回の予算書そのものの総枠が53億円前後というふうにお聞きしておりますけれども、一般質問の答弁の中にですね、昨年度の繰り越し分を7億円、いわゆる今年度の土木工事の総枠の予算というふうな捉え方をした答弁があったかのように思うんですけども、これは、本来、繰り越し事業費の分というのは、いろんな事情があるにしてもですね、昨年、本来執行すべき分であって、その分の予算をあたかも今年度に回して確保して60億円総額になりましたというような捉え方がですね、果たしてどうなのかなというふうに感じたところなんですよね。本来なら、繰り越し事業とあわせて、本年度確保すべき土木事業予算というのは確保すべきじゃなかったのかなと思いますけれども、その点についてはいかがお考えでしょうか。

○建設部次長（松本浩二君） 堀委員のお尋ねの繰り越し予算の捉え方についてお答えいたします。

繰り越し予算は、本来、私たち事業課としましては、こちら議会の承認を得まして、次年度に繰り越し理由があればお認めいただき、そして執行しているところでございます。

したがって、当該年度の予算は、その年度の予算、またやらなければならなかったことを何かの事情で次年度にやむなく繰り越してやったものというふうに捉えております。

ですので、今委員おっしゃったように、その繰り越し額をもって次の年度の予算の不足額といたしますか、そちらのほうに加えていただくという考え方につきましては、私たち建設部サイドも大変苦慮しているといえますか、そのような考えに対しては、ちょっと、十分納得いくような形ではないというふうに考えております。

以上です。

○委員（堀 徹男君） やっと気持ちのいいお答えをいただきましてですね、納得したところですけど。

今後ですね、3年間程度は土木予算に非常に厳しいしわ寄せが来るというふうには、中期財政計画の中でもですね、捉えられているようですので、優先順位もですね、当然あるでしょうけれども、そこは何とか頑張っていただきたい。

我々としてもですね、予算の確保については、山本幸廣先生を始め、力を合わせてですね、努力をしたいというふうに思っています。

以上です。

○委員長（中村和美君） ありがとうございます。

ほか、ありませんか。

○委員（太田広則君） ちょっと詳細を聞きます。もう一回。96ページなんですけど、土木費の中で住宅管理費、軒並み予算が減らされている中で、住宅管理費566万、ここだけはちょっとプラス化されてるんですけども、公営住宅施設整備事業の予算のですね、概要を見ますと、政策空家解体工事・沖町団地等に432万とってあるんですけど、団地等のほかに解体をする老朽化した市営住宅がたくさんあると思うんですよ。それも含まれているのかというのがまず1点。

2点目、新規事業に市営住宅の火災報知器取
りかえとなっておりますけど、これ、何年で、今度
で取りかえるようになったのか、何基ぐらいを
予定しているのか。

で、3点目、公営住宅ストック総合改善事
業、これはずっと続くんでしょね。恐らく築
添、高島、麦島と。麦島はまだ2棟しかされて
ませんが、1棟、1棟、たしかさつき4棟
と言われたような。今後もずっと同じように、
この公営住宅ストック総合改善事業で国庫支出
金が出ていくのかという、この3点、よろしく
お願いいたします。

**○建築住宅課課長補佐兼住宅係長（森田健治
君）** 建築住宅課の森田でございます。

まず、私のほうから、政策空き家解体のほう
について御説明させていただきます。

今年度ですね、植柳上町第2団地、植柳小学
校のちょっと東側でございますが、最後の1件
の方がですね、今年度中に退去なさいましたも
のですから、今年度、5戸分予算確保しており
ましたものを、一気に、入札残も含めまして残
りの7戸を一気に壊してしまおうという計画で
ございます。

そうしましたら、37戸、同じような老朽化
した空き家というのが残っているところでござ
います。今後、沖町団地ですとか迎町団地です
とか海士江町道上団地ですとか、そういったと
ころを毎年5戸以上ずつ解体していきたいとい
うふうに思っております。

○首席審議員兼建築住宅課長（小橋孝男君）
建築住宅課、小橋です。

委員お尋ねの2点目の火災報知器でございま
すが、現在取りつけておりますのは、平成21
年に消防法の改正に伴いまして全団地につけて
おります。

今回、ちょうど10年目を迎えてまして、その
更新の取りかえ費用としてこの費用を計上して
おります。

それから、最後のストック事業につきまして
ですが、これは、もう委員先ほど話されたとお
り、計画的に進めております。築30年、35
年を超えた団地が、昭和54年、52年に建設
されたRCのコンクリートの団地が非常に多う
ございますので、外壁それから屋上防水、そう
いったことを年次計画で進めております。

○委員（太田広則君） まず、1点目の解体工
事ですけども、これ、空き家じゃなくてです
ね、住んで……あるんですよ、荷物は。ところ
が、住んでいらっしやらない住宅があるんです
よ。そこが老朽化してまして、この間、春一番
が吹きました。迎町団地なんですけども、トタ
ンが飛んできてですね、道路を塞いでしまうた
という事例があるんですよ。ところが、そこ
は、荷物はあるんですけど、空き家、空き家と
いうか、住んでいらっしやるけどという、そう
いう。

先ほど、空き家というのがありましたけど、
住んでいらっしやって、本人さんが、家財道具
はあるんですけど、いないという家もあるんで
すよね。

だから、そういうところも含めて全てが、空
き家で解体するのが一番いいことなんですけど
、家財道具があっても本人がいないという住
宅もあるということをちょっと認識しといてい
ただいてですね、ぜひ、迎町も古うございま
す。もう早くここをお願いしたいというのがあ
ります。

それから、市営住宅の取りかえ、10年。こ
れ、耐用年数10年ですか。もともと。（「火
災報知器」と呼ぶ者あり）

○首席審議員兼建築住宅課長（小橋孝男君）

これは、一戸建ての一般家庭も、平成20年度
でしたか21年度に法の改正がありまして、一
般家庭でもこの取り付け義務といいますか、そ
ういうふうになってきてまして、そのときに市
営団地も全て取りつけたという経緯がございま

す。

大体、電池式と電気式と、2つありまして、更新時期としては、メーカーが推奨するのは大体10年をめどにということで、今回、予算計上しております。

以上でございます。

○委員（太田広則君） 予算のかかることなんであれなんですけど、これって、国から何か指示とか来てません。耐用年数10年で交換というのは、もうそれは電器屋さんが言う話で、実際問題、耐用年数来てるんかな。それで事故とか起きてますか。

○建築住宅課課長補佐兼住宅係長（森田健治君） お答えいたします。

平成20年ぐらい、約10年ぐらい前に法の改正がございまして、一般家庭に住宅用火災報知器というのが義務づけをされました。

そのときは、ちょうど経済対策、国のですね、有利な財源がございましたものですから、本市の場合も、平成20年度、21年度の2カ年で一気に、金額にして五、六千万ぐらいをかけてですね、設置をしたという経緯がございまして。

メーカーはそのときに生産を開始したわけなんですけども、電池の寿命が10年間ということで、10年をめどに交換というのを推奨されているところでございます。

財源についてでございますが、一般財源でこれだけの金額というのはかなり高うございますので、県を通じまして、国とかのほうにも、国交省のほうにもちょっとお問い合わせをさせていただいたわけなんですけども、今の時点ではそういった財源はないということで、市の単独費でお願いしたいという回答でございました。

以上です。

○委員（太田広則君） ちょっと管轄が外れるかもしれませんが、じゃあ、一般家庭の市民も同じ、いうふうに捉えていいんですか。耐用

年数10年と。

○建築住宅課課長補佐兼住宅係長（森田健治君） はい、一般の御家庭も10年というふうにお考えいただいて結構かと思います。

○委員（太田広則君） はい、わかりました。

○委員長（中村和美君） ほか、ございませんか。

○委員（山本幸廣君） 前段で同僚の堀委員からもですね、質疑があったんですけども、私もちょうど一般質問した中でお聞きをして、建設部の特に土木関係の担当の職員の方々、一般質問で聞く機会もなかったんですけども、私、でも、直接この当初予算の数字を見たときにですね、土木の維持費、土木の改良、橋梁も一緒なんですけども、マイナス面が多かった理由については答弁がなされたわけですが、あえてこの予算書ですね、ページを見ていただければわかると思うんですけども、そこからですね、少しだけ質問をし、そしてまた、じゃあ、どうするのかということもですね、大先輩の議員として知恵をかしたいと思います。

90ページ。まずは特定財源と一般財源のところをしっかりと見ていただければと思います。それと、道路維持のところ、本年度と前年度の比較の中で5000万ぐらい三角がついておりますが、その前の年は2987万5000円、合わせますと約1億ぐらいが三角になるという、そういう中でのですね、予算の要求をしたけれども、こういう結果になってしまったんですよということで、そういう状況であったということなんですね。

それから、道路の改良も一緒です。マイナスの1億8700万ですね。で、その前の年も、280、300万ぐらいかな、プラスになっておるわけですので。

そういうのを勘案しながら、10億、前年度はあったのに、今回については8億6400万。

そういう数字をずっと照らし合わせながら、やはり土木費は繰り越しがあるし、あのような答弁をなされたんですけども、60億という数字が出たんですけども、道路維持については2億6000万ぐらいはもうマイナスになるわけですけども、それで熊本地震の復旧・復興を考えたとき、と同時に、市長が5つの柱を掲げた中でクルーズ船やオリンピック等々を鑑みたならばですね、土木のこの環境、生活道路の整備、社会資本の整備を考えたときに、この数字をですね、私は、プラスになしてもらわないといけないと思ったんですね。

それは、やはり予算編成時に、あのような、財務部がやはり10%ということで、大変、建設部は、やらなきゃいけないけれどもやれなかったという、そういうですね、環境があったということを私は理解いたします。これは、もう本当、その環境はあったと思うんですね。そういうことで、建設部には質問をしませんでした。大変申しわけなかったと思うんですけど。

なぜ質問をしなかったというのは、やはりお台所の事情があるからということでですね、質問をして、ああいう前向きな答弁をいただきましたので、私としては、この数字について、皆さんにですね、云々ということはしたくないんですが、やはりあの答弁をいただいて、最終的には、経済対策というのをですね、優先に対応したいという前向きな返答でした。それについては補正を組みなさいよということで、再質問で答弁を求めなかったんですけども。その感覚は担当部は持っておりますので。

今後、この予算書を見たときにですね、やはりそういう執行部の答弁をですね、しっかり財務部長あたりは、建設部のほうにですね、こういう質問があったからこういう答弁をしたと、だからな、すり合わせがあると思いますので、それについての対応というのをしっかりしていただきたい。このことを私はですね、強く強

くですね、質問の中で要望と、これも要望というような形になるわけですけども、——質問をしてから、答えなさいと言っても、この数字は動かないんですよ。この場所では動かないですよ。この場所。この予算書というのは。

だから、あとはもう委員長に対応していただきたいということですね。委員長にもですね、私は今回一般質問しましたが、この土木関係の予算のですね、大幅な削減というのはですね、古嶋議員も質問されてましてですね、委員会としてですね、ここらあたりについては、委員長ですね、しっかりしたやはり取りまとめの中でですよ、執行部に対しては要望していただきたいと、これを委員長にお願いしたいと思います。

そういうことで、この数字をどう動かして、この数字というのはですね、やっぱりこのような数字では八代の道路事情はですね、改善しないということですね、考えてもらえばなど。

そこで、コメントでよかです。部長、コメントで。

○建設部長（湯野 孝君） 山本委員、御心配いたしていただきまして、本当、ありがとうございます。

この数字で見ますと、確かにですね、道路改良費につきましては約1億8000、2億近くの減額となっております。そして、維持に関しましては約5000万の減額となっておりますけども、この後、補正、約7000万の維持関係の補正が、9号の補正がございます。これが7000万ぐらいですね。これをプラスしますと、もうこれは繰り越しになりますけども、大体とんかかなというふうなところで思っております。維持関係がちょっと費用として維持できたのはよかったかなというふうには思っております。

といいますのも、地震関係もありますし、老朽化、傷みも激しくなっております、道路

の、もうかなりがたついてきているところが多く見られるということ、いうふうなところで、平成30年度につきましては、そういったところの道路の維持補修のほうにまずは力を入れていきたいというふうに考えております。

それから、先ほども申しましたけども、国の経済対策あたりがあれば、積極的にですね、要求していきまして、30年度の補正予算等で対応して、整備のほうにつきましては、社会資本整備の予算の確保に努めていきたいというふうに考えております。

本当、30年度はよろしくお願ひします。

○委員（山本幸廣君） 部長、ありがとうございます。そういう経済対策というのをですね、しっかり、私は、見ていただいて、財務部ともですね、しっかり捉えておられましたので、そこらあたりについては前向きに対応していただきたいと思ひます。

まずは、はっきり言って、校区要望の話が出ましたでしょう。校区要望で1300件ぐらいの要望があつて、40%以上は土木関係なんです。土木関係の中でですよ、もう道路はあのような状態ですよ。担当が行つて、市内一円回つてみてください。

特に、この前は麦島線、担当の財政課の尾崎課長が、太田委員、今関係でしてますけど、麦島、大黒屋からずっとですね、三中まで、財政課の尾崎課長がですね、確認に来たということで、私のところにですね、一報が入りまして、ありがたいことでした。

あそこは、大型車がどんどん通つてですね、片・両面だけですね、もう傾いて、路面はああいうふうな状態、雨が降つたら水がたまるし、そしてまた、ある程度、サロンパスじゃありませんけど、ふせふせでやつとところもありますし、農家のほうに、下に行きますと、二見からずっとありますけども、本当に舗装道路が悪いということと、高齢化が進んでい

くと。私、質問しました。若い人たちがやっぱし学校に通学するときに、自転車危ない状況もあるし、そういう状況はですね、見ればすぐわかりますので。

特に、土木の関係の職員の方々も、常日ごろ物すごく努力していただいて、金の予算がないのをどうするかということで頭を悩まされ、そしてまた、私が、——この予算書の中で、土木関係の職員の数字を見てください。全体の土木関係の数字を。あっちこっちですね、暇なところに1人多く、一般職が多くなつとるとか、忙しいところにはなかなかですね、1人減とかですね。

そういうところで、この一般職の職員数についてもですね、今回、財政か財務かな、人事関係は4月の異動がありますから、それについてもやっぱり職員のもですね、増員等も考えて、この2年間はですね、オリンピックですよ。オリンピックが終わつたらですね、誰も来んとすけん。もうはっきり言うておきます。それまでは、しっかりした、やっぱし道路の、社会資本整備の中で生活道路の整備を市内一円やってくということですね、心得られて、平成31年の要求のときには、中村委員長はおるかもしれませぬ。委員長つて、こがんでつて予算要求するけんてか、これはそんなくになりませぬからですね。そういうふうな要求の仕方とですね、あとは予算編成、あと配分についてもですね、少しは、今の配分の仕方ではいかんということでおきまして。

ぜひとも、——この予算書、承認はいたします。中身についても理解します。けれども、新しい1年の年度ですから、これは工夫をしなければいけないということですね、やはり優先度もあるかと思ひますけども、しっかりした生活道路の整備、社会資本整備の中でですね、経済対策、しっかり要求してください。

ということで、要望にかえますので、ようご

ございますか。

○委員長（中村和美君） ほか、ありませんか。

○委員（堀 徹男君） 2年ぐらい前でしたっけ、国交省か何かの指示で、路面の調査をする車がずっと回って、その位置づけで、国からの道路維持の交付金が来るというような何か仕組みがあったような記憶があるんですけども、その事業の活用というのは、今回の予算とかに反映されてる分とかあるんでしょうか。ちょっと済みません、記憶が曖昧なので。仕組み……。

○土木課長（西 竜一君） おっしゃるとおりですね、路面の構造調査ということで、主に、主要な幹線的な道路というのを調査しています。これについては、補助事業ですね、舗装、補修というのができるということで、その調査をもとに続けております。

ただ、平成30年度に関しましてはですね、ちょっと内容が厳しくなりました、何でもできるよということじゃなくてですね、比較的交通量が多くて、舗装構成がですね、2層以上というようなところでですね、ちょっとシフトをしております、そういうところがですね、少ないものですから、若干ですね、構造調査の結果をですね、全て反映させるところまでは行かないのかなと。

あとはもう、その構造調査に関しましては、国の補助がですね、拡大されない限りは、少しずつ単独でやっていかなくちゃいけないのかなというような状況でございます。

ただ、構造調査を実施したところについてはですね、補助がいただけるところについては、順次整備をしているところでございます。

○委員（堀 徹男君） はい、わかりました。

○委員長（中村和美君） ほか、ありませんか。

○委員（谷川 登君） 89ページですね、

建築総務費の中で、空き家バンク事業306万3000円を予定してありますが、これについてちょっと細かく、リフォームとか登録もしなければならぬのか、いろいろわかりませんが、ちょっと補足してもらいたいんですが。

○首席審議員兼建築住宅課長（小橋孝男君）

建築住宅課の小橋です。

まず、今委員からありました空き家バンクという言葉の定義とございますか、概要をちょっと御説明いたします。

基本、目標であるコンパクトシティの実現及び地域活力の維持向上を図ることを目的として、平成26年度に空家等対策の推進に関する特別措置法が公布されております。少子高齢化で非常に民間の空き家が多くなってきて、それを、これまでは私たちは公営住宅だけを扱ってきたんですが、この特措法によって、民間の空き家の利活用を目的として対策を打ちなさいということで、進めてまいりました。

現在の八代市での空き家状況ですが、おおむね2200件余りです。八代市内に空き家が。内訳を申し上げますと、空き家バンク対象となるのが933件、それから要修繕1135件、老朽危険家屋が154件、合わせまして2222件が調査結果となっております。今後、ますますふえるであろうと考えられます。

それから、登録状況でございますが、平成29年度、今年度が、相談件数が154件、それから申し込み件数が18件、現在調査中が2件、媒介契約中といたしまして不動産の宅建協会の皆さんが間に入って契約をしてもらっていますのが2件、それから登録が済んでおりますのが6件、成約は現在ではまだ0件です。

こういった状況で事業を進めております。よろしく願いいたします。

○委員（谷川 登君） どうもありがとうございます。

○委員長（中村和美君） いいですか。

○委員（谷川 登君） はい。

○委員長（中村和美君） 山本委員、何か。

○委員（山本幸廣君） 95ページ、土木費の中での目の5・区画整理費5億1400万、前年と比べれば比較的、4000万ぐらい三角になっておるわけでありまして、内容的に、八千把の区画整理事業は大体いつごろ終わるのか、まずそれをお聞きしたい。

○都市整備課長（一美晋策君） 山本委員お尋ねの八千把地区土地区画整理事業について、終了時期についてですが、今、熊本県のほうと協議を進めておまして、一応終了予定を平成34年度ということで予定しているところでございます。

○委員（山本幸廣君） 一美課長、最終的に34年に終わった時点で、総事業費というのはどれくらいの予定をしておられますか。

○都市整備課長（一美晋策君） 総事業費ですが、48億8100万ということで今のところ予定しているところでございます。

○委員（山本幸廣君） そこですと、48億、計画ですから、予想ですから、これ以上、オーバーするということもあり得るということで理解してよろしいですか。

○都市整備課長（一美晋策君） 済みません。ただいま総事業費48億と申し上げましたが、直近の事業費の見直しによりまして、まずもって、52億6600万ということで事業費がふえておりますことを訂正させていただきたいと思っております。

今申し上げましたように、今年度、事業費の見直しをしております。で、今のところ、今申し上げました52億6600万ということで、直近の事業費の算出ということで、今現在のところはふえることはないということで考えているところでございます。

○委員（山本幸廣君） そこですと、特に部長、よろしかればですね、私たちも、八千把の

区画整理で、委員長も一緒に、旧市からやってきたんですけども、大変議論をした中でですね、難産の末に、当時、福田、最終的には課長で部長になったと思うんですけども、彼らの、この区画整理というのがですね、山奥、山の中で解決をしていったという状況の中で、私は、これはそこの区画整理にかかった方々の御苦労というのを、これはもう本当に感謝せないけないと思うんですけども、市がですね、一緒になって単独でやったわけですので、いかに効果を出すかということ、これからは。効果をやっば出してもらわないかん。

というのは、やはり我々のやっば、会計年度を見てもですね、決算状況の中で、歳入の、市税にいかにはね返るかという区画整理事業というのを考えなければいけないと思うんですよ。これは、やっばし幹部連中も考えないけないと思うし。土木も、うんじゃないですよ。うち全体ですよ。首長を初め。それを考えなきゃ、区画整理した意味がないんですよ。

じゃあ、どういう区画整理の目的を果たして、それがいかに税にはね返ってくるのかというのをですね、今後、やっばししっかり考えていかないかん。あそこの市民の方々……、はりつけてある……市税というのはどうやって、やっばり所得を得て、市民税に結びついていくんですよ。そういうことを考えていかなければ、収支というのは、財政が厳しい、厳しい。いや、厳しくないよとマスコミが報道しているところも一部あったんですけども、やはり厳しいのは間違いないわけですから、いかに市税に、歳入にはね返っていくかということですね、この区画整理事業の中で、私は、もう、1つの目標として考えてほしいと。

だから、最終的な年度、どれくらいかかりますか。やっばり50億超えたでしょう。だから、やっばり当初の目標と比べたらですよ、これがどんどんどんどんまた、市道の路線をです

ね、要求のあったときには、またそれを新設改良せないかんとこも出てくるかもしれんし、またふえる可能性が十分あるかもしれんし、ということで、ある程度のやっばし終止符を打つように、八千把の区画整理事業はですね、進めてほしいと思います。

そういうことで、一美課長の答弁の中で、本当にはっきりですね、御答弁いただきました。私ども、幾らかかかったか全然わからないような状況で、区画整理はですね、予算を毎年、はっきり言って、もう全区画整理の事業に賛成、可決をしてきました。今回については、ちょっと目についたものですから。

というのは、なぜかといいますと、一般職には人がふえているんですよ。6人から7人に。で、まだまだ手厳しい仕事をせないかんとかなという考えをですね、持ったものですから、そういうことで、数字を見ながら質問をさせていただきます。

説明は要りません。

○委員長（中村和美君） 特に要りませんか。

○委員（山本幸廣君） はい、要りません。

○委員長（中村和美君） ほか、ありませんか。

○委員（太田広則君） 1点だけ、確認です。

いよいよ、もうあと2カ月すると梅雨になりまして、八代市がまた冠水するかと思うんですが、たしか八代市には貯水池構想があったと思うんですが、今回の94ページの都市下水路費の中にそれが入ってるのか、予算編成の中に貯水池構想がどのように反映されてるのか、その確認だけ1点させてください。

○建設部長（湯野 孝君） この一般会計の予算書に反映されてますのは都市下水関係、日奈久とか徳淵とか、そういった関係のものでございまして、北部下水道で調整池を今整備を行っていますのは公共下水道事業、企業会計のほうで……。 （委員太田広則君「で出ますか」と呼

ぶ）はい。（委員太田広則君「じゃあ、いいです。そっちでまたお教えてください」と呼ぶ）よろしくお願いします。

○委員長（中村和美君） ほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） ないようございまして、意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第5号・平成30年度八代市一般会計予算中、当委員会関係分について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「どうもありがとうございました」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 執行部の入れかえのため小会します。

（午後1時49分 小会）

（午後1時51分 本会）

◎議案第10号・平成30年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計予算

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、議案第10号・平成30年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計予算について説明を願います。

手を挙げてください。（「挙手」と呼ぶ者あり）

○下水道総務課長（西田修一君） こんにちは。下水道総務課、西田でございます。よろしくお願いたします。

それでは、議案第10号・平成30年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計予算につきまして、着座にて御説明を申し上げます。失礼します。

○委員長（中村和美君） はい。

○下水道総務課長（西田修一君） 予算書の説明の前に、まず、八代市農業集落排水処理施設事業の概要につきまして御説明をさせていただきます。

この事業は、農業集落の生活環境の向上と公共用水域の水質保全を目的といたしまして、東陽町と泉町の中心部で実施いたしております。

東陽町が平成7年度から11年度まで、泉町が平成4年度から8年度まで事業を行っておりまして、建設事業は完了しており、現在は、施設の維持管理や使用料などの徴収が主な業務となっております。

平成28年度末の東陽町と泉町を合わせました処理区域内人口は1992人、水洗化人口が1690人でございますので、水洗化率は84.8%となっております。

平成29年度は、全体で5世帯の新規接続があっておりますが、地域全体の人口減少に伴い、農集区域内の水洗化人口も減少している状況でございます。なお、平成29年度末の水洗化率は、28年度末と同程度を見込んでおります。

このような状況の中で、平成30年度予算も、引き続き、農業集落の生活環境向上のための排水処理施設の維持管理費が主なものとなっております。

以上、簡単ですが、概要説明を終わります。

続きまして、平成30年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計予算の内容につきまして御説明いたします。

予算書の119ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は、第1条第1項でそれぞれ1億1122万8000円と定めております。この額は、前年度より127万6000円の減額となっております。

第2項・歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、120ページの第1表・歳

入歳出予算に記載しております。

第2条の地方債は、地方自治法第230条第1項の規定により、121ページの第2表・地方債のとおり、資本費平準化債を目的に、1050万円を限度額として、起債の方法を証書借り入れまたは証券発行とし、利率及び償還の方法は記載のとおりでございます。

それでは、本予算につきまして、123ページからの説明書をもとに主なものを御説明いたします。

おめくりいただきまして、126ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款1・分担金及び負担金、項1・分担金、目1・農業集落排水事業費分担金20万円は、新規ます設置者に対して、条例に基づき1世帯当たり10万円を徴収しておりまして、前年度と同様、2件分を予定しております。

款2・使用料及び手数料、項1・使用料、目1・農業集落排水処理施設使用料では、3440万2000円を計上しております。

おめくりいただきまして、127ページをお願いいたします。

款3・県支出金、項1・県補助金、目1・農業集落排水事業費県補助金400万円は、東陽町、泉町にあります2つの排水処理施設の最適整備構想策定業務に係る県補助金でございます。

この最適整備構想策定業務とは、今年度実施しました機能診断調査の結果を踏まえまして、施設機能の保全に必要な対策、方法、時期等を定めた機能保全計画の策定を行うものでございます。

款4・繰入金、項1、目1・一般会計繰入金6211万3000円は、農業総務費からの一般会計繰入金で、前年度より114万8000円の減となっておりますが、これは、長期債の元利償還金が196万4000円減額となった

ことが主な要因でございます。

128ページをお願いいたします。

款7、項1・市債、目1・農業集落排水事業債1050万円は、資本費平準化債でございます。10万円の減となっております。

資本費平準化債は、使用者の負担を軽減し、かつ世代間の負担の公平を図るため、本事業における負担の一部を後年度に繰り延べるためのものがございます。

おめくりいただきまして、129ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1、項1・農業集落排水処理事業費、目1・農業集落排水事業費5243万円は、農業集落排水処理施設の維持管理と普及促進及び使用料の徴収などに要する経費でございます。

主な内訳は、職員2名分の人件費1394万9000円、東陽地区一般事務事業で2538万4000円、これは主に維持管理経費でございます。処理場及びマンホールポンプの電気料427万7000円、設備修繕195万4000円、脱水汚泥収集運搬料138万3000円、施設の維持管理業務委託として819万8000円、最適整備構想策定業務委託料404万円などがございます。

また、泉地区一般事務事業で1309万7000円を計上いたしております。これも、東陽地区と同様、維持管理経費でございます。処理場及びマンホールポンプの電気料272万2000円、施設修繕200万円、汚泥引き抜き手数料194万4000円、施設の維持管理業務委託397万5000円などが主なものがございます。

農業集落排水事業費は、前年度と比べまして68万8000円の増となっておりますが、これは、処理場及びマンホールポンプの電気料32万4000円、農業集落排水事業審議会開催に伴う委員報酬及び旅費27万8000円が主

な要因でございます。

次に、款2、項1・公債費5879万8000円は、長期債償還元金が5001万6000円、長期債償還利子が878万2000円でございます。前年度より196万4000円の減額となっており、内訳は説明欄に記載のとおりでございます。

次の130ページから136ページまでは給与費明細書でございますが、説明は省略させていただきます。

おめくりいただきまして、137ページをお願いいたします。

地方債の当該年度末等における現在高の見込みに関する調書でございます。

農業集落排水事業債の前年度末現在高見込み額が3億7599万4000円、当該年度中起債見込み額が1050万円、同年度中元金償還見込み額が5001万6000円でございます。当該年度末現在高見込み額は3億3647万8000円でございます。

農業集落排水処理施設事業につきましては、施設の長寿命化と施設更新、整備に要する費用の平準化を図りながら、計画的な経営を目指し、水洗化率の向上による使用料収入の確保や適切な維持管理による経費のさらなる縮減に努めてまいりたいと考えております。

以上で、議案第10号・平成30年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計予算の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（山本幸廣君） 西田課長、これは特別

会計ということの認識を持っていただきたいと思ひます。

これはなぜかといひますと、使用料等で水洗化率をちょっと今言われなかつたんですけど、水洗化率は何%ぐらいですか。

○下水道総務課長（西田修一君） 平成28年度末で84.8%でございます。

○委員（山本幸廣君） どうしてもですね、特会でありますので、そこらあたりの認識というのは、これから高齢化が進んでいきますので、一般会計からの繰り入れというのは、これはもう、どうしてもですね、通らなきゃいけない、予算決算の中でですね、これはしようがない、しようがないと言うとしゃがな、泉、東陽に何か加勢するような感じがしますけども、そういうことじゃなくしてからですね、議員として見た場合には、やむを得ないなという気持ちを持っておりますので、そこらあたりについては、水洗化率も含めて、使用料についてもですね、しっかり認識をいただくような特会に進んでいただきたいというふうに、――予算書については、私、もう目を通させていただきましたから、わかりますので、要望ですからね。

○委員長（中村和美君） ほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第10号・平成30年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計予算について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第11号・平成30年度八代市浄化槽市

町村整備推進事業特別会計予算

○委員長（中村和美君） 次に、議案第11号・平成30年度八代市浄化槽市町村整備推進事業特別会計予算について説明を願ひます。

○下水道総務課長（西田修一君） 下水道総務課、西田でございます。引き続き、よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第11号・平成30年度八代市浄化槽市町村整備推進事業特別会計予算につきまして、着座にて御説明を申し上げます。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○下水道総務課長（西田修一君） 失礼します。

予算書の説明の前に、まず、八代市浄化槽市町村整備推進事業の概要につきまして御説明をさせていただきます。

この事業は、八代市が設置主体となって、浄化槽を東陽町、泉町の農業集落排水処理施設事業の認可区域以外の地区で整備し、雑排水等を処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るものでございます。東陽町は平成13年度から、泉町は平成14年度からそれぞれ実施しており、平成29年度は、当初設置予定4基に対して、泉町で3基設置いたしております。

なお、30年度も前年度同様、4基の設置を予定しており、東陽町及び泉町から既にそれぞれ1基ずつの設置の要望をいただいております。

以上、簡単ですが、概要説明を終わります。

続きまして、平成30年度八代市浄化槽市町村整備推進事業特別会計予算の内容につきまして御説明いたします。

予算書の141ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は、第1条第1項でそれぞれを5802万9000円と定めております。この額は、前年度より13万5000円の減額となっております。

第2項・歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、142ページの第1表・歳入歳出予算に記載しております。

第2条の地方債は、地方自治法第230条第1項の規定により、143ページの第2表・地方債のとおり、浄化槽市町村整備推進事業を目的に、420万円を限度額として、起債の方法を証書借入れまたは証券発行とし、利率及び償還の方法は記載のとおりでございます。

それでは、本予算につきまして、145ページからの説明書をもとに主なものを御説明いたします。

おめくりいただきまして、148ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款1・分担金及び負担金、項1・分担金、目1・浄化槽整備推進事業費分担金40万円は、合併処理浄化槽を市で設置します際に、条例に基づき1基当たり10万円を徴収しております。前年度と同様、4基分を見込んでおります。

款2・使用料及び手数料、項1・使用料、目1・浄化槽整備推進事業使用料では、2514万8000円を計上いたしております。

おめくりいただきまして、149ページをお願いいたします。

款3・県支出金、項1・県補助金、目1・浄化槽整備推進事業費県補助金74万2000円は、浄化槽を4基設置した場合の浄化槽整備推進事業費補助金及び前年度事業費に応じた交付金でございます。

款4・財産収入、項1・財産運用収入、目1・利子及び配当金3000円は、旧泉村及び旧東陽村が起債償還のために積み立てておりました減債基金の預金利子でございます。この減債基金の預金利子につきましては、歳入で受け入れた後、歳出で減債基金に全額積み立てるものでございます。

款5・繰入金、項1、目1・一般会計繰入金2491万9000円は、前年度より24万9000円の減となっております。繰入金は、生活環境総務費からの一般会計繰入金で、維持管理費、公債費などに充当しております。

150ページをお願いいたします。

款5・繰入金、項2・基金繰入金、目1・浄化槽市町村整備推進事業減債基金繰入金260万円は、旧泉村及び旧東陽村が起債償還のために積み立てておりました減債基金約1163万円を平成28年度から5年間で取り崩しを行い、一般会計繰入金の減額につなげるものがございます。

おめくりいただきまして、151ページをお願いいたします。

款8、項1・市債、目1・浄化槽整備推進事業債420万円は、新規予定設置基数4基が対象となります。

152ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1、項1・浄化槽市町村整備推進事業費、目1・浄化槽総務費4481万8000円は、前年度より55万3000円の増となっております。

内訳は、右側の説明欄に記載のとおり、職員2名分の人件費と東陽地区及び泉地区一般事務事業に必要な費用でございます。東陽地区一般事務事業1000万1000円は、浄化槽法定検査手数料154基分61万円、浄化槽維持管理委託料154基分921万5000円などが主なものでございます。泉地区一般事務事業1855万4000円は、浄化槽法定検査手数料253基分102万1000円、浄化槽維持管理委託料253基分1671万7000円などが主なものでございます。

目2・浄化槽整備費526万6000円は、右側の説明欄に記載の東陽地区及び泉地区整備事業に必要な費用でございます。東陽地区整備

事業262万5000円は、新規浄化槽設置工事2基分258万円が主なものでございます。また、泉地区整備事業264万1000円は、同様に、新規浄化槽設置工事2基分258万円が主なものでございます。

款2、項1・公債費、目1・元金が649万9000円、目2・利子が144万6000円でございます。

なお、地区ごとの内訳は、説明欄に記載のとおりでございます。

おめくりいただきまして、153ページから159ページまでは給与費明細書でございますが、説明は省略させていただきます。

おめくりいただきまして、160ページをお願いいたします。

下の表は、地方債の当該年度末等における現在高の見込みに関する調書でございます。

浄化槽市町村整備推進事業債の前年度末現在高見込み額が9028万7000円、当該年度中起債見込み額が420万円、当該年度中元金償還見込み額が649万9000円でございますので、当年度末現在高見込み額は8798万8000円でございます。

浄化槽市町村整備推進事業につきましては、適切な維持管理による経費のさらなる縮減や使用料の増収に努めてまいりたいと考えております。

以上で、議案第11号・平成30年度八代市浄化槽市町村整備推進事業特別会計予算の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

○委員（堀 徹男君） 済みません、ちょっと聞き損ねたかもしれないんですけど、153ページですね、今の予算書の、今年度のその他の特別職の15人の報酬って、これ、どこで説

明がありましたかね。

○下水道総務課長（西田修一君） ただいまの説明の中では、給与費明細書の部分については、説明のほうを省略させていただいております、説明をいたしておりません。

○委員（堀 徹男君） そのページではないんですけど、特別職って、15人って誰が、職員、いらっしゃるんですか。

○委員長（中村和美君） 堀委員、もう一度、質問。

○委員（堀 徹男君） 説明がなかった153ページですね、件なんですけど、飛ばされたので誰も興味はなかったのかもしれませんが、特別職が、本年度、その他の特別職で15人いらっしゃって、26万6000円の報酬が出てるんですよ。それは、浄化槽総務費の報酬の分に入ってるんですけど、それって誰が。

（「委員さん」と呼ぶ者あり）

○下水道総務課副主幹兼水洗化促進係長（吉永哲也君） 下水道総務課、吉永です。

ただいまの御質問に関しましてですが、平成30年度、浄化槽の料金改定を31年度に予定しております、その委員さんの報酬ということで上げさせていただいております。

以上です。

○委員（堀 徹男君） はい、わかりました。

それと、未設置世帯がまだ若干あるというふうに捉えたんですけども、そういったお客さんといいますか、未設置世帯のほうに対するですね、アプローチというのは、どういう方法をとられていらっしゃるんですか。

○下水道総務課副主幹兼水洗化促進係長（吉永哲也君） お答えいたします。

こちらあの、市報の折り込みということで、年に1回、世帯に配付をいたしております。そのほかにですね、こちら、支所の担当職員とかおりますので、そこと連携を図りながら、話があったところにはですね、早急に行きまして

話をしたりとか、戸別訪問をしたりとかして対応しているわけですが、なかなか思うように進んでいないのが一応現状ということではございます。

以上です。

○委員（堀 徹男君） はい、ありがとうございます。待ちの姿勢でいてもですね、なかなか数字というのは上がらないので、未設置世帯というのは把握できる分だと思いますので、積極的にですね、アプローチをしていただきたいなど。これは要望になりますけど、はい。

○委員長（中村和美君） よろしいですか。

ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なし。なければ、これより採決いたします。

議案第11号・平成30年度八代市浄化槽市町村整備推進事業特別会計予算について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「どうもありがとうございました」と呼ぶ者あり）

10分ほど休憩し、14時25分から行いたいと思います。

（午後2時12分 休憩）

（午後2時22分 開議）

◎議案第18号・平成30年度八代市下水道事業会計予算

○委員長（中村和美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第18号・平成30年度八代市下水道事業会計予算について説明願います。

○下水道総務課長（西田修一君） こんにちは

は。下水道総務課の西田でございます。隣が下水道建設課長の福田でございます。よろしくお願いたします。それでは、着座にて御説明を申し上げます。失礼します。

○委員長（中村和美君） どうぞ。

○下水道総務課長（西田修一君） それでは、議案第18号・平成30年度八代市下水道事業会計予算について御説明いたします。

別冊の予算書の1ページをお願いいたします。

第1条の総則で、平成30年度八代市下水道事業会計の予算は、次に定めるところ、すなわち第2条から第11条に定めるところとしております。

第2条、業務の予定量でございます。平成30年度末の処理区域内人口6万1566人、処理区域面積1673ヘクタール、水洗化人口4万9253人、年間総処理水量692万3865立法メートル、年間有収水量574万6808立法メートル、主要な建設改良事業といたしまして、管渠施設整備費13億9096万円、ポンプ場施設整備費5億4624万円及び水処理センター施設整備費1億1878万5000円を予定いたしております。

おめくりいただきまして、2ページをお願いいたします。

第3条・収益的収入及び支出の予定額でございます。

まず、収入でございます。第1款・下水道事業収益34億7632万円。

内訳としまして、第1項・営業収益13億8461万5000円、第2項・営業外収益20億9170万2000円、第3項・特別利益3000円を計上いたしております。

次に、支出でございます。第1款・下水道事業費用29億2128万9000円。

内訳としまして、第1項・営業費用25億2649万9000円、第2項・営業外費用3億

8878万8000円、第3項・特別損失10万2000円、第4項・予備費500万円を計上いたしております。

したがって、差し引き収支は5億5503万1000円の黒字を見込んでおります。

3ページをお願いいたします。

第4条・資本的収入及び支出の予定額でございます。

まず、収入でございます。第1款・資本的収入29億8160万9000円。

内訳としまして、第1項・企業債17億4370万円、第2項・補助金10億4298万4000円、第3項・受益者負担金及び分担金4270万6000円、第4項・他会計負担金1億5221万9000円を計上いたしております。

次に、支出でございます。第1款・資本的支出39億7603万5000円。

内訳としまして、第1項・建設改良費21億873万3000円、第2項・企業債償還金18億6630万2000円、第3項・予備費100万円を計上いたしております。

したがって、差し引き収支は9億9442万6000円の財源不足を見込んでおります。

4条括弧書きの、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額9億9442万6000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5556万1000円、当年度分損益勘定留保資金5億3703万7000円及び当年度利益剰余金処分額4億182万8000円で補填するものとしております。

当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額とは、資本的収支のみで計算した場合に、内部留保資金となる消費税でございます。

当年度分損益勘定留保資金とは、第3条の収益的収入及び支出の予算のうち、現金の支出を伴わない収支、すなわち減価償却費などから長

期前受け金戻入額を差し引いた現年度分の内部留保資金でございます。

当年度利益剰余金処分額とは、当年度の純利益として見込まれる額のうち、この後の第11条によりあらかじめ処分することを定めた額を資本的収支の補填財源として取り扱うものでございます。

なお、収益的収入及び支出と資本的収入及び支出の詳細につきましては、後ほど予算に関する説明書で御説明いたします。

おめくりいただきまして、4ページをお願いいたします。

第5条・債務負担行為でございます。北部中央雨水調整池整備工事の期間は平成31年度から32年度、限度額は9億5000万円、中央ポンプ場改築工事委託第2期の期間は平成31年度、限度額は5億2100万円、水処理センター管廊エキスパンション耐震補強・防食工事の期間は平成31年度、限度額は3790万円でございます。

第6条は企業債でございます。施設整備に伴う建設改良企業債及び資本費平準化債などの準建設改良企業債17億4370万円を限度額として設定しております。

次に、5ページをお願いいたします。

第7条・一時借入金の限度額は20億円と定めております。

第8条は、予定支出の各項の経費の金額の流用でございます。これは、予定支出の各項の経費の金額のうち項と項の間で流用することができる場合は、営業費用と営業外費用との間のみであることを定めております。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費1億9734万9000円を定めております。

第10条・他会計からの補助金としまして、下水道事業会計の経営基盤確立のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額、いわゆる

基準外の繰入金は3億2848万4000円を予定しております。

第11条・利益剰余金の処分では、当年度の純利益見込みのうち4億182万8000円を、先ほどの第4条括弧書きにあります資本的収支の不足を補填するため、減債積立金として積み立て、処分することをあらかじめ定めるものでございます。

おめくりいただきまして、7ページをお願いいたします。

下水道事業会計予算に関する説明書でございます。

1枚めくっていただきますと、9ページから22ページに、地方公営企業法施行令第17条の2に基づき、予算の実施計画、予定キャッシュフロー計算書、平成29年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表、平成30年度の予定貸借対照表を掲載いたしております。

それでは、30年度予算の詳細につきまして御説明いたします。

23ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出でございます。

まず、収入でございます。

款1・下水道事業収益、項1・営業収益、目1・下水道使用料で10億9653万円、目2・雨水処理負担金で2億8466万5000円、目3・その他営業収益で342万円を予定しております。雨水処理負担金は、雨水処理経費に係る基準内の一般会計繰入金で、その他営業収益は、督促手数料が主なものでございます。

おめくりいただきまして、24ページをお願いいたします。

項2・営業外収益では、目2・他会計負担金8億5101万8000円、目4・長期前受け金戻入12億2415万5000円がその主なものでございます。他会計負担金は、汚水分の元利償還金等に係る一般会計からの基準内繰入

金でございます。長期前受け金戻入は、施設整備費を耐用年数で割って費用化する減価償却と同様に、これまで施設の整備をした際に受け入れた国庫補助金などを耐用年数で割って収益化するものでございます。

次に、項3・特別利益につきましては、現時点で予定はございませんが、発生した際の受け入れ科目として、固定資産売却益、過年度損益修正益、その他特別利益において、前年度と同様、それぞれ1000円ずつを計上いたしております。

次の25ページから収益的支出でございます。

まず、款1・下水道事業費用、項1・営業費用、目1・管渠費で5098万2000円を予定いたしております。管渠費は、管渠の維持管理に要する費用でございます。主なものは、右側の説明欄に記載のマンホールポンプ等の修繕費1977万2000円、マンホールポンプ清掃等業務、下水道台帳作成業務などの委託料で2192万4000円、マンホールポンプの電気代である動力費562万円などでございます。

次に、目2・ポンプ場費8454万8000円は、市内6カ所にあります雨水及び污水ポンプ場の維持管理に要する費用でございます。主なものは、右側の説明欄に記載の中央ポンプ場敷地立入防止柵設置、麦島雨水ポンプ場直流電源装置蓄電池更新、中央中継ポンプ場自動除じん機ガイドローラー取りかえなどの修繕費で1404万3000円、テレメーター装置保安業務、松崎中継ポンプ場 No.3 污水ポンプ分解点検などの委託料で2656万6000円、麦島ポンプ場屋上防水改修工事などの工事請負費で1201万9000円、各ポンプ場の電気代及び重油代である動力費2768万9000円などでございます。

おめくりいただきまして、26ページをお願い

いたします。

目3・水処理センター費3億4912万7000円は、水処理センターの維持管理に要する費用でございます。主なものは、右側の説明欄に記載の一般職5名分の人件費のほか、濃縮汚泥移送ポンプ取りかえ、水質試験室配管修繕などの修繕費1255万2000円、起泡混合装置分解点検、施設運転業務、脱水汚泥処理業務などの委託料2億3816万円、No.2スカム分離機ポンプ取りかえ、水質試験室空調設備更新工事などの工事請負費1296万円及び動力費4835万2000円などでございます。

次に、27ページの目4・流域下水道管理費1億3212万2000円は、千丁及び鏡処理区を含む八代北部流域下水道において県が設置している終末処理場や幹線管渠などの維持管理費を構成団体である八代市、宇城市、氷川町で負担する八代北部流域下水道維持管理負担金でございます。

次に、目5・総係費1億4852万7000円は、使用料の賦課徴収経費や水洗化促進経費及び事業運営に要する総括的費用でございます。

主な費用は、一般職13名分の人件費のほか、下水道使用料の納付書等の印刷製本費309万4000円、納付書発送に伴う郵便料などの通信運搬費1492万円、口座振替や量水器取り付けなどの手数料437万円、下水道使用料の不納欠損に対する備えである貸倒引当金に繰り入れを行う貸倒引当金繰入額1415万円のほか、説明欄にあります下水道使用料徴収業務、水洗化促進業務、コンビニ収納事務委託などの委託料1409万円、下水道への接続等に対して助成を行う排水設備工事費助成金や水洗便所改造工事費等助成金などの補助金800万円などでございます。

おめくりいただきまして、28ページをお願いいたします。

目6・減価償却費は17億6119万1000円でございます。内訳は、有形固定資産減価償却費17億945万7000円、無形固定資産減価償却費5173万4000円でございます。

目7・資産減耗費、目8・その他営業費用は、予定がございませんので、前年度と同様、それぞれ1000円を計上いたしております。

次に、項2・営業外費用、目1・支払い利息及び企業債取り扱い諸費3億8878万7000円は、企業債及び一時借入金の利息でございます。

次に、29ページの項3・特別損失、目2・過年度損益修正損100万円は、過年度分の下水道使用料調定減に伴う特別損失でございます。

次に、項4・予備費では、前年度と同様、500万円を計上いたしております。

おめくりいただきまして、30ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございます。

まず、収入でございますが、款1・資本的収入、項1、目1・企業債で17億4370万円を予定いたしております。これは、平成30年度の建設改良に伴う企業債及び資本費平準化債などの準建設改良企業債でございます。昨年度より4億2460万円増加しておりますのは、建設改良費の増によるものでございます。

次に、31ページの項2・補助金、目1・国庫補助金7億1450万円、目2・他会計補助金3億2848万4000円は、建設改良に伴う国庫補助金並びに汚水処理の元金償還金等に係る一般会計からの基準外繰入金でございます。国庫補助金につきましては、企業債と同様に、建設改良費の増により増額となっております。

次に、項3・受益者負担金及び分担金、目1・受益者負担金3480万円と目2・受益者分

担金790万6000円は、下水道の供用開始に伴う八代処理区、鏡処理区の受益者負担金及び八代東部処理区、千丁処理区の受益者分担金でございます。

おめくりいただきまして、32ページをお願いいたします。

項4・負担金、目1・他会計負担金1億5221万9000円は、汚水処理元金償還金等に係る一般会計からの基準内繰入金である一般会計負担金が1億4233万3000円及び汚水管築造工事に伴う水道事業からの同時施工負担金である水道事業負担金が988万6000円でございます。

次の33ページからは資本的支出でございます。

款1・資本的支出、項1・建設改良費、目1・管渠施設整備費13億9096万円を予定いたしております。これは、管渠施設の建設に要する費用で、主なものは、一般職12名分の人件費のほか、受益者負担金前納による報償費1026万円、右側の説明欄に記載の管渠築造工事に伴う設計業務委託が3処理区合わせて4148万円、古閑地区浸水対策検討業務委託177万2000円、工事請負費では、管渠築造工事で八代処理区4億2509万8000円、千丁処理区1億7210万1000円、鏡処理区1億7308万4000円を計上しており、八代処理区では松高・八千把・宮地地区で約2.7キロメートル、千丁処理区では古閑出・西牟田地区で約1.3キロメートル、鏡処理区では宝出・有佐地区で約1.5キロメートルの整備を予定いたしております。

また、古閑排水区における浸水被害を軽減するため、田中西町の北部中央公園の地下に雨水調整池を整備する北部中央雨水調整池整備工事としまして4億円を計上いたしております。

そのほか、管渠築造工事に伴う地下埋設物等移設補償費6867万8000円などござい

ます。

なお、公共下水道事業予定箇所につきましては、お手元に配付をさせていただいております別紙、建設環境委員会資料、こちらになりますけれども、こちらのほうを後ほど御参照いただければと思います。

次に、目2・ポンプ場施設整備費では、中央ポンプ場しゅんせつ業務委託3024万円、中央ポンプ場改築工事委託5億1600万円を予定いたしております。

おめくりいただきまして、34ページをお願いいたします。

目3・水処理センター施設整備費1億1878万5000円は、増設実施設計業務などの委託料4267万4000円、工事請負費で管廊エキスパンション耐震補強・防食工事7560万円などでございます。

目4・流域下水道建設費4952万7000円は、八代北部流域下水道建設負担金でございます。

目5・営業設備費322万1000円は、水処理センターの施設備品及び量水器の購入経費などでございます。

次に、項2、目1・企業債償還金18億6630万2000円は、これまで借り入れた企業債の償還元金でございます。

項3、目1・予備費では、100万円を計上いたしております。

次に、35ページから42ページまでは、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、企業債に関する調書でございますが、個別の説明は省略させていただきます。

おめくりいただきまして、43ページをお願いいたします。

注記でございます。これは、地方公営企業法施行規則第35条に基づき、重要な会計方針に係る事項及び予定貸借対照表に関する注記を記載いたしております。

以上で、議案第18号・平成30年度八代市下水道事業会計予算の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

○委員（太田広則君） 先ほど質問いたしました北部中央調整池、4億円というのはわかりました。それで、この4億円で進捗率はどうなりますかね。4億円の工事が終わったら。

○下水道建設課長（福田新士君） 平成30年度に4億円をお願いしているのが、まさに委員申し出の調整池事業でございます。

これは、債務負担を伴いまして、4ページの一番上段になりますが、3カ年の工事になります。9億5000万を乗せまして13億5000万の事業でございます。

平成29年度に、これに伴います導水路、水を引き込む工事を今2本発注しております。それらをあわせまして完了ということになります。八代市の調整池事業につきましては6池予定しております。その1池目でありまして、一番大きいやつから事業効果を発現させようということを取りかかっております。6池完了するまでの割合につきましては、6分の1ではございません。少しちょっと量が多いものですから、これが一番大きいやつですので、ある程度の発現効果はあろうかと思っております。

以上です。

○委員（太田広則君） ということは、残り6つというふうになったんですかね。残り。同時並行で工事をしていく、——ここ、今は大きいので、これは単独だろうと思うけど、残りの調整池については並行でいく可能性があるという意味ですか。

○下水道建設課長（福田新士君） 今申しました1池目の着手ということで、これが終わり次第2池目ということで、今、計画としまして

は、2つの認可をとっております。あと残りの4池につきましては、まだ認可もっておりませんので、引き続き、計画に盛り込んでまいりたいと考えております。

以上です。

○委員（太田広則君） はい、わかりました。

○委員長（中村和美君） いいですか、はい。ほか、ありませんか。

○委員（堀 徹男君） 33ページですね、管渠築造工事に伴う地下の埋設物の移転補償費とかっていうところで、鏡処理区を見てみると4550万円ということなんですけど、どういったものを移設されるときに補償になるんでしょうか、教えていただければと思います。

○下水道建設課長（福田新士君） 地下埋設物、書いてありますので、地下埋設物であります。八代、千丁、鏡の地下埋設物につきましては、ケーブル及びガス、上水道、あります。その中で、鏡のほうが特化しているのは、平成30年度に予定しております地区につきましては上水道が併設しておりますので、その費用分を上げております。

以上です。

○委員（堀 徹男君） 結構かかるものなんですね。埋設物がですね。ありがとうございます。

○委員長（中村和美君） いいですか。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（中村和美君） ほか、ございませんか。

○委員（山本幸廣君） これはもう要望ですよ。これだけの莫大なまあ、はっきり言ってから予算を投資しますが、処理区の中で初めての下水道事業をなされて、数10年かかっていますよね。その中で、漏水関係の調査というのは、何年に1回ぐらいしているか。管路漏水。

○委員長（中村和美君） 漏水。

○下水道建設課長（福田新士君） ここ、去年

までかな。漏水につきましてはですね、管内の調査、主要な管路から末端に至るまで、今、随時やっております。長寿命化計画の基礎資料といたしますので。それに伴いまして、漏水等が発生している箇所を見つきましたら、速やかな修繕改修を行う予定としております。

今のところ、運よくと言ったらいけないですけども、漏水のひどい場所というのは、特別大幅な、大幅なですよ、大規模な漏水とかは発生しておりませんので、その都度修繕をやっております。

以上です。

○委員（山本幸廣君） ぜひとそこらあたりについてはですね、調査をしながら対応していただきたいと思います。

ある地域がですね、莫大な漏水をしてですね、最終処分場でですね、動力不足で、もうパンクしたというふうな情報も入ってきておりますので、そこらあたりの調査については、しっかり調査しとってください。

○委員長（中村和美君） ほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（堀 徹男君） 意見というか、要望というか。企業会計に移りまして、もう何年でしたっけ。3年。（「3年ぐらいですかね」と呼ぶ者あり）こういった予算書、決算書あたりを見るときにですね、なかなか複雑で非常に高度な会計の仕組みということであって、はっきり言って、なかなかわかりにくいという部分もあるかと思うんですね。

そこで、今回は予算ですけど、決算に向けてですね、3年なら3年でも結構ですので、計画がわかるような一覧、決算書、キャッシュフローとかですね、貸借対照表ですか、こういった

ものの経年の変化が見れるような資料のつくり方をですね、ぜひお願いしたい。はい。どっちみち決算回ってきますので、はい、お願いしておきたいと思います。

○委員長（中村和美君） よろしいですか、執行部。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第18号・平成30年度八代市下水道事業会計予算について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

小会します。

（午後2時47分 小会）

（午後2時48分 本会）

○議案第54号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第9号（関係分）

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、議案第54号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第9号中、当委員会関係分についてを議題とし、説明を求めます。

歳出の第7款・土木費について説明願います。

○建設部総括審議員兼次長（倉光宏一君） 建設部の倉光でございます。

続きまして、議案第54号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第9号のうち、建設部所管分につきまして説明させていただきます。よろしく申し上げます。着座にて説明させていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○建設部総括審議員兼次長（倉光宏一君） それでは、お手元の議案第54号・平成29年度

八代市一般会計補正予算書・第9号をお願いいたします。

中身の説明に入ります前に、今回お願いしております補正予算につきましては、現在会期中の通常国会におきまして、去る2月1日に国の補正予算が通過したところでございます。国の補正予算の方針としまして、防災・減災対策あるいは総合的なTPP等関連等への対応分が確保されたところでございまして、本市に係する予算配分が示されたところでございます。

それでは、予算書の2ページをお開きください。

第1表・歳入歳出補正予算のうち、歳出につきまして説明をいたします。

款7・土木費を3億5180万円増額補正しまして、補正後の額は63億9007万9000円としております。

その内訳につきましては、項2・道路橋梁費を7380万円増額、項4・港湾費を2億7800万円増額するものでございます。

次に、詳細を御説明いたします。

10ページをお願いいたします。10ページの一番下の表をごらんください。

款7・土木費、項2・道路橋梁費、目2・道路維持費に補正額7380万円を加えまして4億9658万6000円としております。

補正額の内訳としましては、節15・工事請負費7380万円の増額でございます。内容は、表の右、説明欄に記載しております道路維持事業でございます。

ここで、お手元の別冊の建設環境委員会資料・議案第54号をお開きください。

今回増額補正をお願いしております工事予定箇所を示しております。1ページ、2ページ、両面刷りになっておりますけれども、1ページに坂本町の市道市ノ俣線災害防除工事、裏面、2ページに泉町の市道八八重～四方田線災害防除工事、その2カ所でございます。災害防除工事

ということで、道路斜面、道路法面の対策工事を予定しております。

補正予算書の10ページに戻っていただきまして、財源につきましては、国庫支出金が4059万円、地方債が3310万円、一般財源が11万円としております。

次に、予算書の11ページをごらんください。

款7・土木費、項4・港湾費、目2・港湾建設費に補正額2億7800万円を増額補正し、8億2890万円としております。

補正額の内訳につきましては、節19・負担金補助及び交付金の2億7800万円の増額でございます。内容は、表の右、説明欄に記載しております八代港県営事業負担金事業でございます。これにつきましては、国土交通省が八代港外港地区で施工しております国際クルーズ拠点整備事業により、マイナス10メートルの耐震強化岸壁の整備に要する工事費27億8000万円が内示されたところでございまして、そのうち八代市が負担します事業費の1割に当たる2億7800万円の増額補正をお願いするものでございます。財源につきましては、全額地方債の2億7800万円としております。

以上、議案第54号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第9号のうち、本委員会に付託されました建設部所管分について説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願ひします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

○委員（堀 徹男君） 今御説明ありました港湾建設費の地方債の分ですけど、これは何債ですか。

○建設部総括審議員兼次長（倉光宏一君） ちよっと答えになっているかあれですけど、国の補正の場合は、補正予算債といえますか、そう

いうのを使うということで……。 (委員堀徹男君「補正予算債」と呼ぶ) はい。聞いておりますが。

○委員 (堀 徹男君) 済みません。財源はですね、しっかりちょっと捉えていただいて、いや、交付税措置のあるなしでですね、ただ、補助だといえども、一般財源でということになりますと、何の意味もないというかですね、ええ。そこら辺をちょっと、財源を後で押さえていただいて、教えていただければと思います。

(建設部総括審議員兼次長倉光宏一君「はい」と呼ぶ)

○委員長 (中村和美君) いいですか。

○委員 (堀 徹男君) はい。

○委員長 (中村和美君) ほか、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 (中村和美君) なければ、質疑を終了いたします。

意見がありましたら、お願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 (中村和美君) なければ、これより採決いたします。

議案第54号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第9号中、当委員会関係分について原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長 (中村和美君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号・専決処分の報告及びその承認について (平成29年度八代市一般会計補正予算・第7号 (歳出分))

○委員長 (中村和美君) 次に、事件議案の審査に入ります。

議案第19号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第7号中、歳出分に係る専決処分の

報告及びその承認についてを議題として、説明を求めます。

○建設部総括審議員兼次長 (倉光宏一君) 続きまして議案第19号・専決処分の報告及びその承認について御説明をいたします。引き続き、着座にて御説明してよろしいですか。

○委員長 (中村和美君) はい、どうぞ。

○建設部総括審議員兼次長 (倉光宏一君) それでは、お手元の議案第19号です。19号の専決第1号・平成29年度八代市一般会計補正予算書・第7号をお願いいたします。

○委員長 (中村和美君) はい、どうぞ。

○建設部総括審議員兼次長 (倉光宏一君) では、補正予算書・第7号の6ページをお開きください。

第1表・歳入歳出補正予算の下の表、歳出につきまして御説明をいたします。

款7・土木費を350万円増額補正しまして、補正後の額は60億7411万1000円としております。その内訳につきましては、項3・河川費を350万円増額するものでございます。

次に、詳細を御説明いたします。

10ページをお開きください。10ページの下表、歳出をごらんください。

款7・土木費、項3・河川費、目1・河川費に補正額350万円を加えて7028万円としております。補正額の内訳につきましては、節19・負担金補助及び交付金の350万円でございます。内容は、表の右、説明欄に記載しております被災住宅再建支援事業 (地震災害関連) でございます。

ここで、お手元の、別冊のですね、建設環境委員会資料・議案第19号をお開きください。

1枚めくっていただきまして、A4判のカラー刷りののが、チラシがあるかと思えます。これは、事業の概要を示したチラシでございます。上のほうにですね、上の赤丸がございま

す。赤丸のところを読み上げますが、平成27年7月に創設しました土砂災害危険住宅移転促進事業、これにつきましては、土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーン内に居住されている方々が安全な区域へ移転されることを促すための支援制度でございます。

これに加えまして、県の平成28年熊本地震復興基金交付金を活用しまして、レッドゾーン内において熊本地震による住宅被害を受けられた方を対象に、レッドゾーンからの移転費などとして最高300万円、またやむを得ずレッドゾーン内に建てかえる場合の補強費などとして最高150万円を支援できるよう制度を拡充したものでございます。

中ほどの赤丸に赤文字で記載しておりますが、熊本地震前震以降、既に移転などに着手している場合や完了している場合につきましても、事業の対象としているものでございます。

本市では、県が調査しました結果、5件が対象となるものでございますが、既に移転が完了しているもの2件につきまして、1日も早く支援する必要があると判断しまして、専決処分により執行したものでございます。

財源につきましては、先ほど述べましたとおり、県の平成28年熊本地震復興基金交付金350万円でございます。

以上、議案第19号・専決処分の報告及びその承認についての専決第1号の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

○委員（谷川 登君） 済みません。ちょっと確認したいんですが、今の特別警戒区域のレッドゾーンというようなこととお話がありましたけれども、各地域にはいろいろ条件がございまして、地すべり地域というような地域がござい

ます。それが対象になるのか、ちょっとお聞きしたい。万が一、あった場合ですね。

○土木課長（西 竜一君） 土木課の西でございます。

お答えします。

いろいろ河川、小河川とかですね、そういうふうには、砂防警戒区域とかですね、そういうのがありますが、今回についてはですね、レッドゾーン。

といいますのは、土砂災害特別警戒区域ということですね。それも、ちょっと低いランクということでイエローゾーンというのがございます。それが土砂災害警戒区域。で、レッドゾーンは、特別にというようなですね、イエローゾーンのうち特別に必要ということで、定義されていますのが、もし土砂災害が起きると、建物が破壊され、住民に大きな被害を生じるおそれがある区域ということで、熊本県のほうです、指定されております。

ですから、そこが対象ということになりますので、地すべり区域が全てが対象というわけではございません。詳しくは、土木事務所とかですね、県南広域本部とかそういうところですね、お知りになることができるのかなというところです。

ただし、今回の対象についてはですね、もう既に5件ということですね、把握できておりますので、そういう方を対象にして、次長がおっしゃられましたように、2件はですね、今回専決をさせていただいたということになります。

○委員（谷川 登君） ありがとうございます。

○委員長（中村和美君） いいですか。

○委員（谷川 登君） いいです。（委員山本幸廣君「関連でよかですか」と呼ぶ）

○委員長（中村和美君） いいですか、谷川委員。

○委員（谷川 登君） はい、ありがとうございます
いました。

○委員（山本幸廣君） 今回については、もう
専決でということでの予算を見させていただ
いたわけですけど、もうこれも賛成しますけども
ですね、今谷川委員からの発言があったです
ね、これはもうイエローゾーンというか、急傾
斜地というのが、これはもう指定をしてありま
すよね。そこらについてもですよ、今後はやっ
ぱしそういう対象地域に私はなる、急傾斜地が
一番あると思うんですよ。

今回、朝倉については、急傾斜地ですね、
全部やられたんです。あそこは砂壤土とい
うか、砂の土地なもんですから。山は岩石があ
りますけど。だから、朝倉は物すごくひどかっ
たんです。俺は、この前、現地行ってきまし
たけどですね。1回ぐらい行ってください。急傾
斜じゃなくて、傾斜地なんです。それでも、あ
んな災害が起きているという状況ですから。

八代は、泉も東陽も今谷川委員も言われる
ように、坂本も一緒ですけども。ここは、急傾
斜地というのが、指定を受けてありますので。特
に、坂本に行ったら大変ですよ。そういうと
ころについては、私はやっぱし対象になる、な
さないかんと思うんですよ。

西課長から説明がありましたけれど、今回に
ついては、専決ですから、それについては。そ
の後についてはですね、これはやっぱし県に
対してもですよ、この点についてはですよ、き
ちんと倉光次長がもうあれですから、確認を
しながらですね、要請もすべきだと思います。
はい、要望です。

○委員長（中村和美君） ほか、ありません
か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質
疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。ありま

せんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより
採決いたします。

議案第19号・平成29年度八代市一般会計
補正予算・第7号中、歳出分に係る専決処分
の報告及びその承認については、承認するに賛成
の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本
案は承認されました。（「どうもありがとうご
ざいました」と呼ぶ者あり）

執行部の入れかえのため小会します。

（午後3時05分 小会）

（午後3時06分 本会）

◎議案第24号・契約の変更について（八代市
環境センター建設工事）

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、議案第24号・八代市環境センター建
設工事に係る契約の変更についてを議題とし、
説明を求めます。

○市民環境部長（國岡雄幸君） 大変お疲れさ
までございます。

提案しています議案第24号・契約の変更
につきましては、八代市環境センター建設工
事に絡みまして、熊本地震等の影響によりま
して、その契約額に2000万円以上の金額に
係る変更契約を締結するために、今回提案す
るものでございます。

詳細につきましては、環境センター建設課、
山口課長より説明いたさせますので、よろし
くお願いいたします。

○環境センター建設課長（山口敏朗君） こ
んにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）環
境センター建設課、山口でございます。よろし
くお願いいたします。

それでは、議案第24号・契約の変更につい

て御説明いたします。座って説明をさせていただきます。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○環境センター建設課長（山口敏朗君） 議案書の45ページをお願いいたします。

まず初めに、正誤表があるかと思えます。配ってあるかと思えます。そちらのほうをちょっとお願いいたします。

議案書中、工事名を八代市環境センター施設整備運営事業建設工事と記載しておりますが、こちらを八代市環境センター建設工事に訂正をお願いいたします。また、契約の相手方の肩書を代表取締役と記載しておりますが、こちらを取締役社長に訂正をお願いいたします。大変申しわけございませんでした。

それでは、議案第24号・契約の変更について御説明いたします。

提案の理由といたしましては、議会の議決を経た契約のうち、契約金額の1割以上または2000万円以上の金額に係る内容の変更については、議会の議決を得る必要があるためでございます。

それでは、契約の変更に係る内容について御説明いたします。

工事名、八代市環境センター建設工事に係る契約金額104億9099万6880円を1億3711万545円増額し、106億2810万7425円に変更するものでございます。

増額の予算につきましては、昨年の12月議会におきまして、補正予算として御承認をいただいているものでございます。

契約金額の変更には2つの理由がありまして、1つ目は、熊本地震による影響分です。環境センター建設工事において、工事の中断等により約6カ月間工期を延長するためにかかる費用が1億53万9585円、2つ目は、環境センター建設工事の基礎工事施工に当たり、想定範囲以外の地中に支障物があつたため、その撤

去費用分として3657万960円を追加するもので、この2つを合わせまして1億3711万545円増額し、契約変更を行うものでございます。

また、この契約金額の変更に合わせまして、工事契約終了日を平成30年3月31日までとしておりましたものを平成30年9月30日に変更いたしております。

なお、仮契約につきましては、平成30年2月7日に仮契約として締結をしておりますが、八代市議会の議決が得られたときに本契約となるものでございます。

以上で契約の変更についての説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第24号・八代市環境センター建設工事に係る契約の変更については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は可決されました。

◎議案第25号・八代生活環境事務組合理約の一部変更について

○委員長（中村和美君） 次に、議案第25号・八代生活環境事務組合理約の一部変更についてを議題とし、説明を求めます。

○市民環境部長（國岡雄幸君） 続きまして、

議案第25号・八代生活環境事務組合規約の一部変更について御提案しております。

この中身につきましては、現在、共同処理を生活環境事務組合のクリーンセンターで行っています北部4町のごみ処理につきまして、環境センターが7月から市内の全量ごみを受け入れる際、共同処理する事務の内容及び組合のその後の経費の支弁方法を変更し、並びに会計管理者の任命に関する事項を整理するため、規約を変更するに当たり、今回提案するものでございます。

中身につきましては、環境センター建設課の山口課長が説明いたしますので、よろしく願います。

○環境センター建設課長（山口敏朗君） それでは引き続き、議案第25号・八代生活環境事務組合規約の一部変更について御説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○環境センター建設課長（山口敏朗君） 本件は、地方自治法第286条第1項の規定により、八代生活環境事務組合の規約の一部を変更するもので、提案の理由といたしましては、一部事務組合の規約を変更するときは、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を得る必要があるためです。

現在、千丁町、鏡町、東陽町、泉町の北部4町のごみ処理は、八代生活環境事務組合のクリーンセンターで行っておりますが、建設中の環境センターでこの北部4町のごみ処理を行うためには、事務組合規約に規定されていますごみ処理の関係する条文、ごみ処理の事務の範囲、負担金の比率、規約の施行日を改正する必要があり、その手続として、八代市、氷川町両議会において規約変更の同文議決が必要となることから、今回の3月議会に提案させていただきました。

なお、今回の規約改正にあわせまして、会計管理者に関する条文の改正も提案いたしております。

変更内容につきましては、議案書48ページのほうに内容につきまして添付してありますが、別途資料、全員協議会で使用しました資料と同じ内容のものを用意しております。そちらの資料をお願いいたします。こちらの資料でございます。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○環境センター建設課長（山口敏朗君） それでは、資料に基づきまして、規約改正のポイントに絞って御説明をさせていただきます。

まず、資料の3ページ、事務組合規約第3条第2号の変更のイメージをごらんください。A4の縦の資料でございます。

規約第3条では、共同処理する事務について規定してあります。この事務の変更のポイントを図式化したものです。事務組合には、上水道事業、じんかい処理、し尿処理、火葬場の4つの事務がありまして、そのうちのじんかい処理施設の設置及び管理運営に関する事務の規約を変更いたします。

図の下段をごらんください。

ポイントは、今まで事務組合のクリーンセンターで行なっていた千丁町、鏡町、東陽町、泉町の北部4町のごみ処理を全て環境センターで行うため、ごみ処理に関する事務を事務組合の事務から八代市の事務に移すことにあります。焼却施設、資源化施設、最終処分場を利用しなくなることを青色の矢印で示しております。なお、図の中段にあります施設の管理につきましては、八代市、氷川町の共通財産でありますことから、特に最終処分場につきましては、千丁町、鏡町、東陽町、泉町の北部4町の焼却灰が入っておりますので、今後も管理を続けていく必要があります、管理事務の取り扱いが事務組合に残したままとなっております。

続きまして4ページのほうをごらんいただきたいと思います。A4の横でございます。

規約第12条第3項第1号の負担金割合の変更の概要を図式化したもので、八代市が負担する割合を青色で示しております。

変更前、上段の図になりますが、現行の規約では、事務組合の負担金を共通経費割30%、国勢調査人口割20%、ごみ収集量割50%と区分し、区分ごとに負担割合の算定方法を定めております。

今回、規約変更を行うに当たり、じんかい処理に係る経費のうち、共通的な施設管理や事務に係る経費を国勢調査人口割とし、ごみ処理に直接かかわる事務経費をごみ搬入量割に振り分け試算しましたところ、おおむねそれぞれ50%になる結果が得られました。

2段目の図をごらんください。

規約変更後、八代市は国勢調査人口割のうち68%を負担することになり、氷川町さんは32%を負担することになります。ごみ搬入量割は、八代市はごみをクリーンセンターに持ち込みませんので、氷川町さんが100%負担することになります。

3段目、4段目の図をごらんください。

この負担割合で、平成29年度の負担金額をもとにそれぞれの負担割合を試算しますと、規約変更前は、負担金全体の67%を八代市が負担していたものを規約変更後は34%の負担になるということを示しております。

それでは、次の5ページから18ページまで、こちらにつきましては、事務組合から、今回、規約改正に伴いまして八代市と氷川町のほうに提出された資料一覧でございます。

5ページから13ページまで、こちらのほうは、申しわけありませんが、説明を省かせていただきまして、14ページ、こちらのほうに規約の新旧対照表を載せておりますので、こちらのほうをごらんいただきたいと思います。

規約の変更箇所の部分に枠囲みをしてあります。右側が改正前、左側が改正後となっております。

先ほど御説明いたしました第3条の共同処理する事務に関する条文になります。(2)の「じん芥処理施設の設置及び管理運営に関する事務」、改正前は「(八代市にあっては、千丁町、鏡町、東陽町及び泉町に係る事務に限る。)」、この括弧の中に、波線の部分、「管理運営に関する事務のうちごみ処理に関する事務を除く事務であって」を追記いたし、新しい条文といたします。

次の15ページをごらんください。

こちら、第9条、この条文は会計管理者に関する条文で、八代広域事務組合規約と同様の扱いにするため、今回の規約改正にあわせて行うもので、第2項の波線の部分、「管理者の属する市町の会計管理者をもって充てる。」が旧条文でしたが、これを改正いたしまして、「管理者の補助機関である職員のうちから、管理者が任命する。」に変更し、第3項を削除いたします。それに伴い、第4項が第3項になるというところでございます。

次の16ページをごらんください。

先ほど御説明いたしました第12条第3項(1)の負担割合を国勢調査人口割50%、ごみ搬入量割50%に変更するものでございます。

1ページ飛びまして、18ページをごらんください。最後のページになります。

規約の施行期日を、環境センターが本年7月からごみの受け入れを開始することから、7月1日としております。

また、経過措置として、平成30年度の負担金につきましては、6月分までを現行の負担割合で、7月以降を規約改正後の負担割合で案分することを定めております。

以上で、八代生活環境事務組合規約の一部変

更についての説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第25号・八代生活環境事務組合規約の一部変更については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は可決されました。

◎議案第34号・八代市環境センター条例の制定について

○委員長（中村和美君） 次に、条例議案の審査に入ります。

議案第34号・八代市環境センター条例の制定についてを議題とし、説明を求めます。

○市民環境部長（國岡雄幸君） 続きまして、議案第34号・八代市環境センター条例の制定についてでございますけれども、これにつきましては、環境センターの供用開始に伴い、当該センターの設置及び管理に関する条例が必要なため制定し、ということで提案するものでございます。

あわせて、当該制定する条例の附則におきまして、供用を終了いたします八代市清掃センターに係る条例の廃止その他所要の例規の整備もあわせて行って、ということで提案しております。

詳細につきましては、環境センター建設課、

山口課長のほうに説明させますので、よろしく願いいたします。

○環境センター建設課長（山口敏朗君） それでは引き続き、議案第34号・八代市環境センター条例の制定について御説明いたします。座って説明をさせていただきます。

議案書の67ページをお願いいたします。

八代市環境センター条例の制定についてでございます。

提案の理由は、市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、環境センターを設置するに当たり、当該施設に係る設置及び管理に関する条例を制定する必要があるためでございます。

68ページをお願いいたします。

ここから八代市環境センター条例の全文になります。主な規定について御説明いたします。

まず、第1章は、環境センターの設置に関して規定しております。

第1条は、設置の目的について規定しています。第1条を読み上げさせていただきます。

市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、これまでより環境負荷の少ない循環社会形成を推進することを目的として、八代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第3条の処理計画に基づく一般廃棄物の衛生的な処理を行うとともに、環境に関する学習の場の提供や啓発を行う環境センターを設置することを設定目的としております。

続きまして、第2条につきましては名称及び位置、第3条は職員についての規定となります。

第4条第1項では、各施設における業務について規定しております。（1）はごみ焼却処理等エネルギー回収推進施設、（2）資源物中間処理施設としてマテリアルリサイクル推進施設、（3）環境センターの統括管理、環境啓発等として管理棟、それと第2項にそれ以外の施

設として、市民に憩いの場を提供するため、環境センターに緑地広場を設けるということを規定しているところでございます。

それでは、次の69ページをお開きいただきたいと思ひます。

上の7行目から、第2節・管理棟内の施設の利用となり、第8条から次のページの第20条までは、管理棟内に多目的ホールや会議室を設け、貸し出すことといたしてありますので、施設の利用時間や利用の制限、使用料、使用料の減免などに関する規定としてあります。

72ページに別表がありますので、そちらのほうをごらんいただきたいと思ひます。上段にあります表、こちらをお願いいたします。

利用時間帯、それぞれの多目的ホール、研修室、会議室、会議室2、和室につきましての利用区分といたしましては、午前と午後と全日、3区分でしてあります。ただ、夜間の貸し出しは行わないこととしてあります。使用料金につきましては、コミュニティセンターの使用料金を参考に設定させていただいてあります。

70ページにお戻りください。

下段の第3節・緑地広場の利用につきましては、第21条、22条で、管理棟等の内容を準用するといたしてあります。

第3章は雑則となっております。

続きまして71ページをお願いいたします。附則になります。

今回、環境センター条例の制定に伴い、関係条例の廃止や改正を行う必要が出てありますが、条例ごとに手続を行うのではなく、本条例の附則の中で手続を行うことといたしてあります。

まず、附則の1では、本条例の施行日を平成30年7月1日としてあります。環境センターの供用開始に合わせてあります。附則の3では、八代市清掃センター条例を廃止するということにいたしてあります。附則の5では、八代

市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正について規定してあります。

この改正につきましては、別途資料をお配りしてありますので、そちらのほうをごらんください。3枚物の資料でございます。

表紙をめくっていただきまして、八代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の新旧対照表として資料をつくってあります。

一部改正の主な内容は、ごみ処理施設を清掃センターから環境センターに切りかえるということと、環境センターで市内全域のごみ処理を行いますので、クリーンセンターに関する規定を削除することにあります。

新旧対照表の第10条・一般廃棄物処理手数料に関する項目では、現行ではクリーンセンターに搬入する際の手数料は、事務組合の規定に定めてある料金とする旨を規定してありますが、改正案ではこれを削除するものでございます。

2ページのほうをよろしく願ひいたします。

表の上段、別表第1・第9条関係では、ごみ処理施設について規定してあります。現行では、ごみ処理施設をクリーンセンターと清掃センター及び処理計画に定める施設と規定しているものを、クリーンセンターの項目を削除し、また、清掃センターを環境センターに変更するものです。第1項を削除いたしますので、第3項が第2項に繰り上がるというところでございます。そのほか、環境センターの条例制定に伴いまして、こちらの条文の関係する言葉が変わりますので、その分を示しているところでございます。

以上で八代市環境センター条例の制定についての説明を終わります。

なお、先ほども御説明しましたとおり、本条例の制定に伴い、八代市清掃センター条例の廃止及び八代市廃棄物の減量及び適正処理に関す

る条例の一部改正の手続も同時に行われることとなります。

以上で条例制定についての御説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第34号・八代市環境センター条例の制定については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部の入れかえのため小会します。

（午後3時29分 小会）

（午後3時33分 本会）

◎議案第35号・八代市建築基準条例の一部改正について

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、議案第35号・八代市建築基準条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○建築指導課長（宮端晋也君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）建築指導課、宮端でございます。

議案第35号・八代市建築基準条例の一部改正について御説明させていただきます。着座にて説明させていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○建築指導課長（宮端晋也君） 失礼します。

議案書は73ページ、74ページでございます。

改正理由を御説明いたします。

平成29年5月12日公布の都市緑地法等の一部を改正する法律により、都市計画法及び建築基準法が改正され、用途地域の一類型として田園住居地域が創設されました。これに伴い、八代市建築基準条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、建築基準法第56条の2第1項の規定により、日影による中高層の建築物の高さの制限対象となる区域等については、地方公共団体の条例で指定することとされており、本市では八代市建築基準条例で対象区域等を指定しております。

田園住居地域については、農業と調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を保護する必要があることから、第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域と同じ制限となるよう指定を追加するものです。

具体的には、条例第27条の表中、「第一種低層住居専用地域の全域、第二種低層住居専用地域の全域」の欄に「田園住居地域の全域」を加えるものでございます。

また、同じく第27条中、「同表」という文言を「次の表」に改め、わかりやすい表現とするものでございます。

施行日は、改正法の施行日と合わせて平成30年4月1日としております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。ありませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。意見、ありませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中村和美君) なければ、これより採決いたします。

議案第35号・八代市建築基準条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(中村和美君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号・八代市特定用途制限地域における建築物等の用途の制限に関する条例の一部改正について

○委員長(中村和美君) 次に、議案第36号・八代市特定用途制限地域における建築物等の用途の制限に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○建築指導課長(宮端晋也君) それでは引き続き、議案第36号・八代市特定用途制限地域における建築物等の用途の制限に関する条例の一部改正について御説明いたします。座って説明させていただきます。

○委員長(中村和美君) はい、どうぞ。

○建築指導課長(宮端晋也君) 議案書は75ページ、76ページでございます。

改正理由でございますが、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令により建築基準法施行令が改正され、引用条文の条項のずれが生じることから改正を行うものでございます。

改正内容でございますが、条例の別表第1の第1項、第6項、第7項並びに別表第2の第1項、第2項をそれぞれ法令に合わせた改正を行うものでございます。

施行日は、改正法令の施行日と合わせて平成30年4月1日としております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長(中村和美君) それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

○委員(山本幸廣君) 特定用途制限地域というのは、大体八代市内ではどの地域を指すのかな。

○建築指導課長(宮端晋也君) 新八代駅周辺にですね、設定してある区域です。

○委員(山本幸廣君) わかりました。

○委員長(中村和美君) いいですか。山本委員、いいですか。

ほか、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中村和美君) ないようございませので、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中村和美君) なければ、これより採決いたします。

議案第36号・八代市特定用途制限地域における建築物等の用途の制限に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(中村和美君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。(「ありがとうございました」と呼ぶ者あり)

執行部入れかえのため小会します。

(午後3時39分 小会)

(午後3時40分 本会)

◎議案第37号・八代市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

○委員長(中村和美君) 本会に戻します。

次に、議案第37号・八代市下水道事業の設

置等に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○下水道総務課長（西田修一君） 下水道総務課、西田でございます。引き続きよろしく願いいたします。

議案第37号・八代市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、着座にて御説明を申し上げます。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○下水道総務課長（西田修一君） 議案の77ページ、78ページになります。

説明は、お手元に配付させていただいております右肩に平成30年3月13日建設環境委員会資料と記載の新旧対照表で御説明を申し上げます。

八代市下水道事業の設置等に関する条例第8条中、議会の議決を必要とする、法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で、当該金額が100万円以上のものと定めておりました部分を300万円以上のものに改めるものでございます。

改正の理由としましては、平成18年3月24日に議決いただきました市長の専決事項の指定については、1件300万円未満の法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めることについては市長の専決事項とされており、当条例と金額が整合していない状態となっておりますことから、これを解消するため、議決の内容に合わせ当条例を改正するものでございます。

なお、附則におきまして、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質

疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。意見、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なし。なければ、これより採決いたします。

議案第37号・八代市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正については、原案のとおりに決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

小会します。

（午後3時43分 小会）

（午後3時44分 本会）

◎陳情第1号・生活道路の整備方について

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、請願・陳情の審査に入ります。

今回、当委員会に新たに付託となりましたのは陳情1件です。

それでは、陳情第1号・生活道路の整備方についてを議題といたします。

要旨は文書表のとおりですが、念のため書記に朗読させます。

（書記、朗読）

○委員長（中村和美君） ということでございますが、御意見ございませんでしょうか。

（「委員長、一旦小会できますか」と呼ぶ者あり）

小会します。

（午後3時46分 小会）

（午後3時49分 本会）

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

陳情第1号の生活道路の整備方について、大森眞治さんから陳情が出ておりますが、西課長、わかる程度、次第、説明をお願い申し上げ

ます。

○土木課長（西 竜一君） 済みません、座らせていただいて説明させていただきます。

○委員長（中村和美君） はい。

○土木課長（西 竜一君） まず、場所なんですけど、先ほどから土木のですね、予算でありましたように、八千把土地区画整理事業の一番南側に当たります。付近にコスモスとかスーパー・キッドというのが、この位置図にもあるかなとは思いますが、ありまして、で、その区画整理の区域内と区域外の境のところですね、ここは基本的に幹線用水路がございまして、その管理道路ということで、なっていてまして、市道認定されている路線でございませぬ。

（「市道じゃなかつ」と呼ぶ者あり）

ここは、一応水路の管理道路ということで、所有権は、大部分がですね、八代平野北部土地改良区ですので、現時点では、市道というような形でのいろんな整備というのができないような状況です。（「北部」と呼ぶ者あり）

手元に写真が上げてありますが、言われるところがですね、道路が水路の横にですね、2.5メートルほどの幅員の道路がございまして。車が1台は通れる、というようなところですね。その横に、排水路、水路がついております。ここも北部土地改良区の土地でありますけど、ここにボックスカルバートということで要望書には書いてありますが、ふたをかけてというか、覆蓋化しまして、水路とあわせて道路として拡幅してほしいという内容でございませぬ。

○委員長（中村和美君） 何かほかに、御質問。

○委員（太田広則君） いや、質問じゃなくてですね、実は、ここにですね、市民生活相談を受けたことがありまして、水路に何回も高齢者がつかけてらした。夜。それで、買い物に行くのにもこけるっちゃうことで、危ないということで、柵をね、言うたことがあるんですよ。

ただ、先ほどから出てますけど、これを、ね、陳情でどんどん受けよつたら、管理者は北部土地改良つちゅうことですので、きちっとした、地元で町内会長に相談をして、そしてそれから校区要望という形をとられたほうがいいと私は思います。

確かに、さっきこやんしたでしょう。波打ってるんです。（「ああ、波打ってる。あ、本当だ、はい」と呼ぶ者あり）この先がですね。配管の上に道路がこうしとつとですよ。もう乗用車でも下がこするよな。（「ああ、そげなん、あるんですか」と呼ぶ者あり）はい。この先に、ほら、ちょっと波が見えないですか。

（「見える」と呼ぶ者あり）この写真の奥先はずっと見てんですか。波打つとつとですよ。1カ所。（「ああ、これな」と呼ぶ者あり）こぎゃん。（「ここだ、ここ」と呼ぶ者あり）はい、はい。配管の上に道路がこうしとつとですよ。だけん、車で通るのも結構やをいかんところではあるとつとですよ。何でこぎゃんふうにしとつとかなという疑問はあるとつとですよ。

いずれにしても、危なくて何人も自転車で落ちたり歩行者が落ちたりしとる危険な道路ではあります。そこの認識は必要だと思ひます。

ただ、手はずとすれば、きちっとした手はずを踏まれたほうがいいかと思ひます。（「区長、町内会長」と呼ぶ者あり）私はそういうふうと思ひます。

○委員長（中村和美君） ほかに、ありませんか。

○委員（堀 徹男君） 御説明ありがとうございました。

そもそもですね、今の説明をお聞きする限り、市が管理する道路ではないということによるしいですよ。

○土木課長（西 竜一君） 基本そうですね。私どもの市道認定にかかってない、県にも、北部土地改良ということですね。一部ですね、

この水路のちょっと横にですね、国有地というか、法定外公共物があることはあるんですが、はい、そこをですね、その部分を、例えば陥没しとったりというようなところについては、うちの管理ですので、するということになります。が、道路全体、排水路も含めてという管理は、今のところ、うちのほうで管理する権限もいかなど。（「何もないっちゅうことたい」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） ほか、ありませんか。

○委員（堀 徹男君） ありがとうございます。

今の話もなんですけど、通常の手続をですね、踏むというやり方が八代では現状定着していますよね。校区要望なり、市政協力員さんなりですね、通じて。その手続を踏んだとしても、あくまで管理は北部土地改良ということになりますでしょうかね。はい。

こういったですね、事例の場所は、八代市内にはもう本当にですね、山のようにあるというふうに認識をしております、確かに御事情はわからないことはないですけれども、議会に陳情が上がって、これが、陳情が通るということになればですね、今までいろんな手続を、順番を踏んでやってこられた方とかですね、そういう方々に対しても。一定のルールというものがあるということですね、わかっていただくのも必要じゃないかなというふうに思います。

（「未了」と呼ぶ者あり）

審議未了で。（「審議未了」と呼ぶ者あり）はい、いいんじゃないかなと思います。

○委員長（中村和美君） 今、審議未了ということが出ましたが、ほかの委員さん、いかがですか。（委員山本幸廣君「異議なし」と呼ぶ）

はい、山本委員は異議なし。はい。

○委員（百田 隆君） 審議未了でもよかと思うですばってん、この前の事例もありますもん

ですから、一応審議未了じゃなくて継続審査っちゅう形で。（「ああ、この間の例な、あそこのな」「どこ」と呼ぶ者あり）それで、その中でですね、町内長さんあたりをお願いしたらどうかと。（「聴取不能」「審議未了にしたと」「いいや、あの後また」と呼ぶ者あり）とも。

（「とも」と呼ぶ者あり）あるたい、袋町の堤防の問題があったたい。（「またその後」と呼ぶ者あり）袋町の堤防。堤防ば撤去しろという陳情があったたい。（「はい」と呼ぶ者あり）あれ、審議未了になったたい。それに対していろいろ話が出とるけん。（「ちょっと小会してよ、委員長」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 小会します。

（午後3時56分 小会）

（午後4時03分 本会）

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

お諮りいたします。

陳情第1号・生活道路の整備方については、閉会中継続審査の申し出をしないこと並びに結論を得るに至らなかったこと、すなわち審議未了とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本件は審議未了とすることに決しました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

小会します。

（午後4時04分 小会）

(午後4時05分 本会)

◎所管事務調査

- ・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査
- ・生活環境に関する諸問題の調査

○委員長(中村和美君) 本会に戻します。

次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、都市計画・建設工事に関する諸問題の調査、生活環境に関する諸問題の調査、以上の2件です。

このうち、まず、都市計画・建設工事に関する諸問題の調査に関連して、2件、執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

-
- ・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査
(都市計画道路中央線の進捗状況について)

○委員長(中村和美君) それでは、まず、都市計画道路中央線の進捗状況についてをお願いします。

○都市整備課長(一美晋策君) 12月議会の本委員会におきまして、次回開催時に都市計画道路中央線の進捗状況について説明をとの御依頼がありましたので、説明をさせていただきます。着座にて説明をさせていただいてよろしいでしょうか。

○委員長(中村和美君) はい、どうぞ。

○都市整備課長(一美晋策君) 先ほど配りました所管事務調査と記載してあります建設環境委員会資料のA3の折り込みの1ページをお開きください。

都市計画道路中央線は、左側図中、黒線で記載してあります市役所南側を通る市道塩屋町通町線から市民球場北側の新八千把橋を通る上野町高小原町線までの図中赤線で記載の延長2960メートルの区間を指します。

本日の説明につきましては、市役所東側横の市道塩屋町通町線から緑色で記載の県道八代港

大手町線までの赤色実線の延長190メートルの区間を指しますことを冒頭申し上げておきます。

まず、これまでの経緯を説明申し上げます。

中央線は、昭和25年3月に都市計画決定を行いました。その南端は本町アーケード区間を含む都市計画道路松江八代港線までとしておりました。国土交通省の指導などもあり、熊本県において、都市計画決定から20年以上経過し、未着手の都市計画道路を見直すなどを盛り込んだ熊本県都市計画道路見直しガイドライン(案)が策定されました。

これを受け、平成19年8月より検討を開始し、都市計画審議会、住民説明会などを経て、平成21年2月に本市の都市計画道路の見直しが行われました。

その結果、中央線の市道塩屋町通町線から南側や松江八代港線、ほかにも三楽古閑中線などが廃止となりました。

庁舎東側の中央線については、市役所や当時あった八代白百合学園高校、熊本総合病院の立地状況やそれらに対するアクセス等を踏まえ、存続路線と位置づけられました。

その後、新庁舎を核とした中心市街地のまちづくり方針において、それまで安全性、緊急性、混雑度的に未着手となっていた中央線の検討を行うよう位置づけられました。

しかしながら、都市計画決定を行った従前の道路計画があり、その中で、南側交差点は、アーケード方向への道路と市道塩屋町通町線との十字交差点であったこと、新庁舎の設計が進んでおらず、庁舎建設配置計画の詳細も判明しなかったことなどから、検討がなかなか進まず、昨年の6月議会時においては、庁舎建設後の状況を見ながら整備を行う旨、答弁を行いました。

昨年12月の新庁舎計画パブリックコメントに向け、ワンストップサービスの充実、防災機

能の充実、市民拠点の機能確保など庁舎計画の方向性や駐車場の配置計画など、詳細が判明してきたことなどから、詳細な道路の検討に至りました。中央線を含む新庁舎周辺の道路については、昨年度、交通実態調査を実施しております。これに新庁舎建設後の交通量を推計し、検討を行っております。

その結果、南北にある交差点に対して、新庁舎が建設されることでその配置や形状を変更するほどの付加をかけることはなく、現状交差点で対応可能と判断しました。

また、都市計画道路松江八代港線が廃止になったことや熊本総合病院の駐車場が病院北側にも設置され、病院利用者のアクセスが分散されたことから、アーケード方向に対する交通アクセスも増加することはないことが予想されま

す。加えて、図面右側吹き出しの絵にありますように、新庁舎建設計画においても、点線内青色部分の現行の都市計画道路で整備した場合には、駐車場が約50台減少すること、災害時やイベントに活用する緑の広場が分散されることなどが判明しました。

このようなことから、中央線については、現道の位置を基本に今後の検討を進めることといたしました。

以上、都市計画道路中央線の進捗状況についての説明とさせていただきます。よろしくお願

いします。

○委員長（中村和美君） 本件について何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員（堀 徹男君） 済みません、簡単にお尋ねしますと、もう諦めたというふうに見えてい

○都市整備課長（一美晋策君） 諦めたということではなく、現道の位置にですね、新しく都市計画道路中央線ということで、現状といたしまして、歩行者等の通行等がちょっと混雑等々

もしておりますので、そこらあたりを検討していかないといけないのかなということで考えております。

○委員（堀 徹男君） はい、わかりました。

この何か、ここ、オレンジの網かけの部分まで広がるという、沿道……。〔「今までの中央線、歩道を拡幅するわけ」と呼ぶ者あり〕市道をちょっと広くするということですか。

○都市整備課長（一美晋策君） いわゆる東側部分については、歩道がないようなことからですね、現状といたしまして、通勤通学時については、歩道等が混雑しているような状況が見られます。

そこで、両側、市役所側だけじゃなく、熊本総合病院側のほうにも歩道を設けるということで、おっしゃるように、凶中、若干こう広がっておりますが、現道を大きくするような格好で、計画になってくるかというふうに判断しております。

○委員（堀 徹男君） はい、ありがとうございます。

○委員長（中村和美君） ほか、ありませんか。

○委員（山本幸廣君） 今一美課長の説明をよくお聞きしましたところ、よく判断されたと思いますよ。それはですね、今言われたとおり、説明のとおりだと思います。一市民としても考えた中で、一議員として考えた中でもですね、立派な整備がなされると。中央線は。そのように思いますので、ぜひとも前向きに計画どおりやってください。

以上です。

○委員長（中村和美君） ほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で都市計画道路中央線の進捗状況についてを終了します。（「ありがとうございます」と呼ぶ者

あり)

・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査
(八代市建築物耐震改修促進計画の改定について)

○委員長(中村和美君) 次に、八代市建築物耐震改修促進計画の改定についてをお願いします。

○建築指導課長(宮端晋也君) 建築指導課、宮端でございます。よろしくお願ひいたします。

八代市建築物耐震化促進計画の改定について御説明をさせていただきます。着座にて御説明をさせていただきますよろしいでしょうか。

○委員長(中村和美君) はい、どうぞ。

○建築指導課長(宮端晋也君) 失礼します。

先ほどお配りいたしました資料の2ページから計画の概要版を載せております。

それでは、説明いたします。

本計画は、平成20年3月に当初計画を策定しております。それまでの地震の緊迫性を受けて耐震改修促進法の改正が行われ、また建築物の耐震化の基本的な方針が、平成27年度末までに耐震化率を90%とすることを目標とされたことから、本市計画におきましても、同様の目標を設定し策定したものでございます。

当初計画の目標設定年度が経過し、また国の基本的な方針が見直されたことから、本市計画の見直しを行うことといたしましたので、その内容について御報告をさせていただくものでございます。

まず、見直しの背景と目的でございますが、平成20年の計画策定により耐震化の推進を行ってきたところでございますが、平成28年の熊本地震では、本市におきましては、最大震度6弱、5強と2回の大きな揺れと震度4以上が16回観測され、2400棟を超える建物に被害が及んでいるところでございます。

また、本市を縦断しております日奈久断層帯による地震発生の確率が高いと言われており、大規模な地震がいつ発生してもおかしくない状況にあることから、なお一層の耐震化の促進が必要でございます。

また、本計画は、八代市地域防災計画においても、災害予防計画の実施のための計画としても位置づけられているところでございます。

資料の3ページをお願いいたします。

計画期間は平成30年度から平成37年度としております。

次期計画の概要でございますが、まず、(1)の建築物の耐震化の現状と今後の目標としまして、平成27年度末時点での耐震化率でございますが、住宅が64%、特定建築物が81.2%でございます。

なお、住宅は、平成25年度の住宅・土地統計調査の結果に基づく推計値でございます。

また、特定建築物とは、学校や病院、老人ホームなど多数の者が利用する建築物のうち、一定規模以上の建築物などでございます。

改定後の計画の目標でございますが、見直しが行われた国の基本方針や県の耐震化促進計画の目標に合わせて、平成37年度末時点で耐震性が不足するものをおおむね解消するとしております。

現状の建物棟数で申し上げますと、住宅は、全部で約4万7900棟のうち、耐震性が不十分な住宅は1万7300棟でございます。

特定建築物は、全棟数が601棟、うち耐震性が不十分な建物は113棟でございます。

次に、(2)の本計画の主な内容でございますが、①の住宅等の耐震化の促進は、これまでの計画にも掲載し促進してまいりましたが、熊本地震後の対応としまして、今年度から、耐震シェルター工事や建てかえ工事などの補助メニューを追加し促進を図っているところでございます。

しかしながら、先ほど御説明しましたように、住宅の耐震化率は64%であり、さらに促進していくことが必要であります。②の緊急輸送道路沿道建築物の耐震化とあわせてさらなる事業の周知を図り、耐震化に誘導できるよう取り組んでいきたいと思っております。

資料4ページの③の防災上重要な公共建築物のさらなる耐震化でございますが、避難所の耐震化率は92.3%となっております。計画の目標は37年度末ではございますが、避難所という位置づけを考え、早い時点で100%となるように関係部署に働きかけていきたいと思っております。

そのほか、4ページでございますように、天井などの非構造部材の安全対策や耐震化を促進するための人材育成などの面におきましても、国、県などの関係機関と連携し、耐震化率の向上に向けて推進してまいりたいと考えております。

以上、御説明させていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（中村和美君） 本件について何か質疑、御意見等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で八代市建築物耐震改修促進計画の改定についてを終了します。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

小会します。

（午後4時21分 小会）

（午後4時23分 本会）

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、生活環境に関する諸問題の調査に関連して、1件、執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

・生活環境に関する諸問題の調査（八代市環境

センターの供用開始について）

○委員長（中村和美君） それでは、次に、八代市環境センターの供用開始についてを説明願います。

○環境センター建設課長（山口敏朗君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）環境センター建設課、山口でございます。よろしくお願いたします。

それでは、環境センターの供用開始について御説明いたします。

本日は、環境センター供用開始までのスケジュールと環境センターの愛称について、それから環境センターの受け入れルールについて、3項目ございますが、3項目通して報告させていただきますので、よろしくお願いたします。座って説明させていただきます。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○環境センター建設課長（山口敏朗君） それでは、まず、環境センター供用開始までのスケジュールについて御説明いたします。

資料の2ページ目。表紙、中表紙を開いていただきまして、資料の2ページをごらんいただきたいと思っております。

環境センターは7月からごみの受け入れを開始するとして皆様にお伝えしているところですが、実際は、施設ごとに竣工時期が異なっておりますので、施設ごとに今後のスケジュールについて御説明をいたします。

表は、日付、曜日、それから施設ごとの表となっております。

まず、エネルギー回収推進施設です。焼却施設になりますけれども、4月25日に受電をいたします。環境センターでは、エネルギー回収推進施設の1カ所のみで受電を行いまして、ほかの施設にこちらのエネルギー回収推進施設から電気が供給されることになっております。

6月7日になりますが、日立造船主催による火入れ式が行われます。火入れ式とは、完成し

た焼却炉のバーナーに点火するものでございまして、炉内の温度を300度から600度に保ち、炉内の乾燥炊きを行うもので、まだこの時点ではごみの焼却を行いません。

6月18日から旧八代市の収集した可燃物ごみのみを先行して受け入れを開始いたします。これは、7月からの試運転に必要なごみ量を確保するためでございます。

7月2日から市内全域のごみの受け入れを開始し、7月5日からごみの焼却を開始いたします。

その後、約3カ月間の試運転を行い、焼却施設としての性能を確認した後、9月30日にプラントの竣工となり、10月から市の施設として供用を開始いたします。

マテリアルリサイクル推進施設、資源化施設につきましては、7月から資源物の受け入れを開始し、1カ月間の試運転を経て7月31日にプラントの竣工となり、8月から市の施設として稼動を開始いたします。

管理棟につきましては、6月15日に竣工となり、職員の引っ越し等を行い業務を開始いたします。

車庫、洗車棟につきましても、6月15日に竣工となります。

焼却施設であるエネルギー回収推進施設の竣工が9月末であることから、10月から環境センターとしての供用を開始し、このときから環境学習エリアの見学も開始することとしております。見学の方を受け入れることとなります。

なお、10月の中ごろにはオープニングイベントを開催することを今計画しておるところでございます。

最終的には、平成31年3月末で緑地エリアの工事が完了いたしますので、この時点をもって全てが完成することになります。

以上で環境センターの供用開始までのスケジュールについての御説明を終わります。

続きまして環境センターの愛称につきまして御報告いたします。

資料の2、5ページ目からになります。6ページをお開きください。

今回、環境センターの完成に伴い、小中学生の皆さんに施設をより身近に知っていただき、親しみを持って施設を利用してもらえよう、市内の全小中学校に愛称の募集を昨年11月6日から12月22日にかけて行いました。

7ページをお願いいたします。

応募総数は1185作品、その中から受賞作品として最優秀賞1点、優秀賞2点、佳作7点の合計10作品を選定いたしました。受賞された作品につきましては、オープニングセレモニーで表彰を行う予定としております。

最終的に、最優秀賞作品の愛称をもとに環境センターの愛称を決定しておりますが、最優秀賞作品を含め受賞作品の発表は、今後、学校を通して本人に通知するとともに、市長の記者会見などで行うこととしておりますので、本委員会では愛称及び受賞作品の発言を控えさせていただきます。9ページのほうに受賞作品の一覧を載せておりますので、そちらをごらんいただくことで御了承いただきたいと思います。

今後、お知らせしました愛称を八代市環境センターの愛称として使用していきたいと思っております。いろんな案内でありますとか広報でありますとか、そういったところでも使っていきたいと考えております。

なお、参考資料として、愛称の表示箇所、小中学校に募集を行った際の募集要項を10ページから14ページに添付しておりますが、説明のほうは省かせていただきますので、御了承いただきたいと思います。お願いいたします。

以上で環境センターの愛称募集についての御報告を終わらせていただきます。

最後に、環境センターの受け入れルールについて御説明いたします。

資料の16ページ、最後のページになります。こちらをごらんいただきたいと思ひます。A4の横の表になります。

7月1日より焼却施設が環境センターへ移行することに伴い、開設ルールの一部を変更いたします。

まず、受け付け時間につきましては、現在、清掃センターでは、午前の受付時間を8時30分から12時までとしております。環境センターでは、この午前の分を8時30分から11時30分までに変更いたします。

なお、午後の受け付け時間は、13時から16時30分までで、変更は行いません。

変更の理由といたしましては、現在、受け付け時間が12時までとなっていることから、12時直前に受け付けた車両がごみをおろし、料金の支払いを終えて退出されるころには12時15分ごろから20分ごろとなり、その間、場内の作業員は勤務する状態となり、昼休み休憩に入ることができない状態となっております。そのため、場内の作業員の拘束時間が週40時間を超える状況となっていることから、この状況を改善する必要が生じたためでございます。

また、土曜日は午前中のみ受け付けになり、平日と同様、8時30分から11時30分までの受け付けといたします。

なお、11時30分直前に受け付けた車両につきましては、退出されるまで対応をしております。

次に、年末年始の休業でございますが、現在は、1月1日から3日までが休業となっておりますところを、周辺自治体の焼却施設などの状況や現場作業員の休日の確保などの観点から、年末の12月31日を休業日とするものでございます。

次に、年明けの資源物の収集日でございますが、現在、可燃物収集と同様に、1月4日から収集をスタートしております。

しかしながら、旧八代市管内におきましては、資源物集積所において使用するかごなどを前日に配送する必要があるため、収集作業員は、正月休みである1月3日から業務を行っております。

この状況を改善するため、旧八代市管内に限って、資源物の収集開始日を1月5日からとするものでございます。これにより、収集作業員の業務開始を1月4日とすることができるものでございます。

なお、現在でも1月1日から3日までの資源物収集に該当する地区は、ほかの日に振りかえて、月の収集回数に変更がないよう対応しておりますので、新しく変更後も、1月1日から4日までの日の振りかえを実施し、市民生活に影響が出ないよう図ってまいります。

最後に、日曜資源の日についてでございますが、日曜資源の日は、老朽化した清掃センターの延命を図るため、また燃えるごみの量を少しでも削減することを目的とし、また資源物の搬出機会をふやすための社会実験として平成23年度にスタートし、当初は月1回、平成24年度からは月2回実施してまいりました。

現在、350台程度の利用者があるものの、そのほとんどがリピーターであること、同じ施設に持ち込んでいただくにもかかわらず、平日、土曜日に施設に搬入された方に対しては、処理料金10キログラム当たり100円を徴収していますが、日曜資源の日は料金徴収を行っており、平等性を欠いていることなどがありましたことから、環境センター供用開始に合わせまして、6月をもちまして日曜資源の日を終了するものでございます。

なお、日曜資源の日にかわるものとして、市民の利便性を確保するために、環境センターが供用を開始する10月以降は、月1回、日曜日の午前中に、可燃物を除く資源物を中心とした品目を受け入れる日曜特別開設をマテリアルリ

サイクル推進施設において実施いたします。

搬入料金が必要とはなりますが、日曜日にしか休みがとれない市民の方の利便性の向上を図ることと、日曜資源の日には持ち込むことができなかつた家具、ソファ、ベッドのマットレスなど粗大ごみを受け入れることにすることで、市民の利便性を図りたいと考えているところでございます。

以上で環境センターの受け入れについて御説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（中村和美君） 本件については何か質疑、御意見等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） ないですね。なければ、以上で八代市環境センターの供用開始についてを終了します。

このほか、当委員会の所管事務調査について何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 以上で所管事務調査2件についての調査を終了します。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りいたします。

当委員会の所管事務調査2件、及び陳情はなし、でありますので、なお調査を要すると思いますので、引き続き、閉会中の継続調査の申し出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって建設環境委員会を散会いたします。ありがとうございました。

（午後4時35分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

平成30年3月13日

建設環境委員会

委員長